

第27期（'23年度）第2回県社保協 事務局会議 レジюме

- I. 開催日時：2023年9月12日（火曜） 13：30～
 II. 場 所：県労連会館 2階会議室
 III. 出 欠：

○	山本 公行	（中弘南黒社保協）	○	小倉 功	（県労連）
○	神 江美	（青森県生連）	○	工藤 詔隆	（県医労連）
○	新谷 進一	（県保険医協会）	○	對馬 康文	（青森民医連）
○	門倉 恵里奈	（新婦人県本部）オブ	○	津川 文彦	（県社保協）

1. 活動記録及び日程

- 07/29 第26回青森県社会保障推進協議会総会
- 08/08 第01回県社保協事務局会議
- 08/18 県当局よりの回答
- 08/18 東青社保協総会
- 08/18 県医労連第65回定期大会
- 08/19 秋のキャラバン行動の要望募集
- 08/23 西北五社保協役員会
- 08/26 県労連第35回定期大会
- 08/29 いのちとりで事務局会議
- 09/12 第02回県社保協事務局会議
- 09/14 東北ブロック社保協事務局長会議
- 09/16～17日 中央社保学校
- 09/17 いのちの磐パーベキュー
- 10/04 西北五社保協役員会議

2. 各団体からの報告(社会保障に限定して発言をお願いします)

青生連（神）・・・・・・・・

県労連（小倉）・・・・・・・・

中弘南黒社保協(山本)・・・

P.6-P.8

医労連（工藤）・・・

保険医協会(アラヤ)・・・・

新婦人(門倉)・・・・

民医連(對馬)・・・・

3. 2023年度第2回中央社保協運営委員会報告

2023年9月6日開催

P.10-P.14

- ① 「現行の健康保険証を残してください」署名の取り組み 10/19総行動・11/16署名提出
- ② 国保について 9/25厚労省交渉・12/17国保改善運動交流集会
- ③ 秋の介護の闘い 10/9全国介護学習交流集会・11/11介護認知症電話相談会
- ④ 中央社保学校from岡山 締め切り8/25 9/16-17 次回は8/31-9/1大阪開催
- ⑤ こども医療について 12/2こども医療シンポジウム開催
- ⑥ 地域医療について 11月をめぐりに地域医療を守る運動学習交流集会
- ⑦ 隔月刊「社会保障」購読呼びかけ

4. 討議・検討事項について

【1】第27回県社保協総会のまとめについて

日時 7月29日(土) 午後2時から4時40分 40名参加

場所 アスパム5階 白鳥 講師は後藤道夫氏(都留文科大学名誉教授)

- ① 講演について 感銘を受けた。新たな提起と今後の運動の視点
- ② 総会について 時間配分の工夫
- ③ 懇親会について 11名参加・楽しかった・余興が良い
- ④ 参加状況について 40名の参加
- ⑤ 一般参加者からの理解が深まったか 若い人からの感想(感想文4名)

【2】第27期県社保協役員体制について(追加の補充)

P.15

会長 大竹進

副会長 山本公行 小倉功 秋元春美 砂川典満

幹事 荒岡英孔 安西英軌 平山亮一 福士学 佐々木敦子

門倉恵里奈 (県青商連選出できず)

事務局長 津川文彦

事務局次長 神江美 工藤詔隆 新谷進一 對馬康文

(なお、事務局会議には山本副会長・小倉副会長も参加するオブ門倉)

監事(2名) 柳谷円 追加 一戸義規(県教組)

※各団体から推薦していただく 事務局・幹事会推薦もあり。

【3】秋のキャラバン要望書について

P.16-P.34

P.75

添付は2022年度の資料

8月8日(火)事務局会議

9月12日(火)事務局会議…ほぼ原案を作成する予定

9月20日(水)幹事会で確認

※要望書と事前調査について素案作り8/8~9/10 メール交換で作り上げる
各社保協と全幹事の皆さんへの要望を集約する・メールで(9/10までに)
と言っても事務局員で頭を絞り切ることが必要。
各団体からの多くの要望追加等の項目で原案ができ、事務局として精査を
して、県社保協幹事会に提案したい。

【4】424(440)地域医療を守る運動の推進について P.58-P.61 第3弾県病・市民病院統合学習会について P.77

※ 岩手県労連に講師派遣をお願いする未予定であったが延期とした。

日程 7/15(土)午後2時からを延期とした→9月3日以降の日程

チラシ作成・山本副会長 各団体で募集開始

【今後の問題点】民主・公開の原則で対応していく。(新知事に対しても)

圧倒的に県民・市民への説明は明確に不足している。(意見を聞く姿勢なし)

全県民を視野に置いた視点欠落【3次医療とドクターヘリ等】

医師不足という制限された中でのその展望と今後対策の脆弱性

財政上の限界性と医師・看護及びコメディカルスタッフ等の労働者確保の展望不足

個別の診療科の問題点(周産期・小児・ガン対策・障害・予防対策等諸々)

他の協力病院・施設等の連携強化の課題の不足

日本海総合病院と県病+市民病院の財政上の比較(山本さんより)

【第3弾の日程】

日時 10月中旬 10/18(水)午後2時からどうか

場所 未定

演題 未定

講師 中野氏 岩手県労連事務局長

チラシ作成 任務分担

○三八社保協区域・三戸中央病院・五戸総合病院・南部医療センター
三八社保協内で協議中

○上十三社保協・・・おいらせ病院

懇談願提出済み⇒当面懇談を見合わせたいとの事⇒検討必要

○むつ・下北の地域医療を考える会結成される 川内対策 里山資本主義

※11/9キャラバンの後、大竹・津川でむつ市に向かうことしていたが、
事務局担当の工藤議員が新潟出張のため、実現しなかった。

現地の要望として現地のコアな方々が集まった時に開催したい。(打ち合わせ)

【5】 県当局からの文章回答と今後について P.35-P.57

- ① 新県当局への要望書の提出については7月20日提出
- ② 懇談については2~3部署に絞ってもらえれば懇談可能とのこと(すべては無理)
- ③ 8/17には懇談の再度の申し入れを行う。
- ④ 回答が遅いので催促 →8/18メールで回答・懇談は遠慮するとの見解
- ⑤ 日程調整に入り、懇談は9月議会と各課に日程調整の困難で遠慮するとの見解
- ⑥ その後は県当局と連絡を取っていない(まず事務局で相談と考えることとした)

※文章回答の精査について意見

- ①市町村回答より誠意・真剣みがない。岡にあがっている。(市町村の仕事だと)
- ②市町村が実施主体で県当局に責任がないと言わんばかり。(市町村の仕事だと)
- ③社会保障分野に限って言えば県民のための行政を考えていない。
- ④国の下請け機関に成り下がり独自性がない。

【6】 健康保険証の廃止反対について P.75-P.76

- ① 大規模な署名運動の展開 「現行の健康保険証を残してください」署名の活用
- ② 9月25日の街宣活動(できれば3市で集会)

※(県内のマイナ精査自治体)→青森市・八戸市・十和田市・今別町・三戸町
※すべての自治体の精査が必要,障がい・認知・事業所がマイナンバー未提出
保険医協会や民医連の動きはどうか。

【7】 11/8過労死シンポについて P.62-P.65

今年度も過労死シンポを開催する方向

5月末に新谷・工藤参加で会議行われた。

資料は新谷さんより提供

日時 11月8日(水) 18時から20時

場所 ハートピアローフク5階

参加者第募集 80名を目標に 大変厳しい日程の中ではあるが

【8】 9/16-17 中央社保学校について P.69-P.72

中央社保学校from岡山 現在 津川・藤田(西北五)の2名

締め切り8/25 まだ間に合う

各地域社保協で財政1日1500円×2日を出してもらう

【9】 その他

- ① 全国のなんでも相談会への検討(総会で検討) P.66-P.67
社保協以外の団体検討も必要・規模の問題・場所の問題
4/30 7/29 9/30 登録終了

12/23(土) 10時から17時まで

- ② 11月11日(土) 介護・認知症電話相談会について P.73
別紙参照
電話の準備を10月中旬に用意する必要がある。
あるいは既存の電話のある事務所を借りる。

5. その他 署名の集約状況の確認について

署名目標（19団体で）

【新規署名】

- ・ 現行の健康保険証の存続を求める署名 【目標1万筆】
 - ・ 大軍拡より社会保障の拡充を100万署名【3年間で】 【目標1万筆】
- 後日、数だけ集計しますので、報告をお願いします。
なお、署名そのものは縦線を通じて各上部団体へ提出をお願いします。

【 今後の会議日程 】

- | | |
|-------------|--------------------|
| ① 第01回事務局会議 | ⇒⇒08/08 (火) 13:30~ |
| ② 第02回事務局会議 | ⇒⇒09/12 (火) 13:30~ |
| ③ 第01回幹事会 | ⇒⇒09/20 (水) 14:00~ |
| ④ 第03回事務局会議 | ⇒⇒10/10 (火) 13:30~ |
| ⑤ 第04回事務局会議 | ⇒⇒11/07 (火) 13:30~ |
| ⑥ 第02回幹事会 | ⇒⇒11/15 (水) 14:00~ |
| ⑦ 第05回事務局会議 | ⇒⇒12/12 (火) 13:30~ |
| ⑧ 第06回事務局会議 | ⇒⇒01/09 (火) 13:30~ |
| ⑨ 第03回幹事会 | ⇒⇒01/17 (水) 14:00~ |

第2回幹事会 報告

日時：2023年8月31日（木）午後4時半～5時

場所：健生労組事務所

出席) 仁平会長 (○)、村上副会長 ()、藤原副会長 ()、山本事務局長 (○)、
相馬事務局次長 (○)、一戸幹事 (○)、工藤幹事 ()、木下幹事 ()、田中幹事 (○)、
武田幹事 ()、石垣幹事 (○)、工藤剛幹事 ()

経 過

7月 25日（火）第1回幹事会

いのちのとりで弘前連絡会事務局会議

27日（木）いのちのとりであおもりアクション事務局会議（欠）

29日（土）県社保協第27回総会（欠）

8月 8日（火）県社保協事務局会議（山本）

25日（金）いのちのとりで街頭宣伝（2人）

29日（火）いのちのとりであおもりアクション事務局会議（山本）

* 各団体の活動 *

議 題

1 県社保協第27回総会について

7月29日（土）の第27回総会に、藤原・石垣・山本が参加する予定だったが、山本と石垣が新型コロナに感染したため、不参加となった。

2 青森県との交渉について

別紙「社会保障の拡充を求める青森県への要望について」を7月20日に提出し、懇談を9月上旬までに行なうよう調整中。

3 健康保険証の廃止に反対するたたかいについて

別紙・保団連の署名行動を街頭で行なうことが県社保協で確認された。9月25日（月）にいのちのとりでの街頭宣伝日なので、前後1週間のどこかで街頭宣伝を設定したい。

→ 9月28日（木）昼0時半～午後1時、ヨーカドー前

4 いのちのとりで裁判について

①. 秋の焼肉交流会

9月17日(日) 11:00~15:00、平内町「夜越山オートキャンプ場」

参加費：会員 1,000 円、非会員 2,000 円 (別紙・チラシ)

バスで、旧コープあおもり和徳店前を午前9時に出発、午後5時頃に弘前着。

②. 控訴審の傍聴

仙台高裁の第1回控訴審が10月17日(火) 午後1時半から、402号法廷で行なわれる。

あおもりアクションがバス(29人乗り)を借りて、傍聴する。弘前(4人)は、午前7時50分に大鰐弘前インターで合流、長者原SAで各自昼食、帰りは岩手山SAで各自夕食、午後8時15分頃に大鰐弘前インターで下車。

当日、午前7時15分に健生労組事務所を労組車で出発。

参加者 → 田中・相馬・山本

5 その他

* 弘前市の令和4年度の決算がホームページにアップされた。国保特別会計は、基金積立金 716,534 千円繰入れて、644,212 千円の黒字。基金残高は 2,573,195 千円なので、実質 3,217,407 千円の累積黒字となる。

* 8月24日付「陸奥新報」に「水道料 1000 円上げ諮問」「3年度置きに3度改定へ」の記事。「23年度に 37 億 4000 万円ある水道事業補填財源残高」「下水道事業の補填財源残高も 23年に 4 億 8000 万円ある」と現在、黒字なのに値上げするという。運動化を考える。

▼次回幹事会 9月22日(金) 午後4時~、健生労組事務所

以上

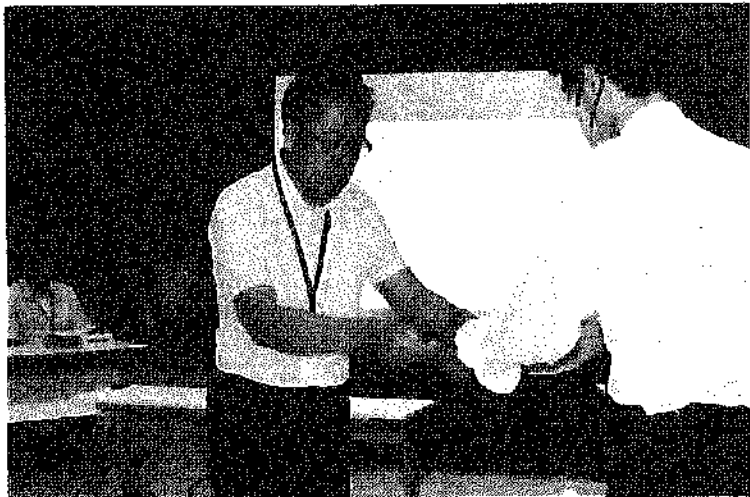
水道料1000円上げ諮問

25年度、経営審へ弘前市

3年度置きに3度改定へ

弘前市上下水道事業経営審議会(会長・飯島裕胤弘前大学人文社会科学学部長)の第2回会議が23日、市岩木庁舎で開かれ、市は水道料金と下水道使用料を2025年度に、合わせて月1000円程度値上げする改定案を諮問した。一般家庭の使用水量・汚水量を20立方メートルとして算出すると、税込みで水道料金は4277円(改定率10・9%)、下水道使用料は582円(同17・9%)の増額となる。この料金改定案は市民負担の激変緩和を考慮したもので、25年度以降も28、31年度と、3年度置きに3度改定する予定。

(右)石田紅子



飯島会長(右)に諮問審を手渡す弘前市上下水道部の小野部長

一人暮らしの大半が当てはまる使用水量・汚水量10立方メートルで算出すると、水道料金は現行1702円が改定後は1889円(187円増)、下水道使用料は現行1345円が同1587円(242円増)となる。

値上げを3度に分けない場合、2人暮らし以上の多くが当てはまる一般家庭で算出すると、本来必要な改定額は税込みで水道料金が11377円(改定率28・9%)、下水道使用料が17300円(同55・0%)で、合わせて約28000円の増額となるという。

市の水道事業は人口減少に伴う使用料収入の減少、水道管や処理施設の老朽化による更新・改修費用の増加などを理由に、料金の見直しが必要とされている。直近では12年に料金を改定しており、水道は8・24%、下水道は10・02%引き上げていた。

料金改定をしない場合、23年に37億4000万円ある水道事業補填財源残高は25年に1億1000万円、29年以降にマイナスとな

り、下水道事業の補填財源残高も23年に4億8000万円あるが25年にはマイナスとなり、いずれも右肩下

がりとなる見通し。会議では市上下水道部の小野敦弘部長が飯島会長に諮問書を提出。今後は年内に2度の審議会を開き、来年1月下旬から1カ月間パブリックコメントを募集する予定。委員からは「(パブコメに際しては)市民が意見し、よう工夫を」

「今回の会議は9月下旬に、ホームページで

ガソリン過去最高値迫

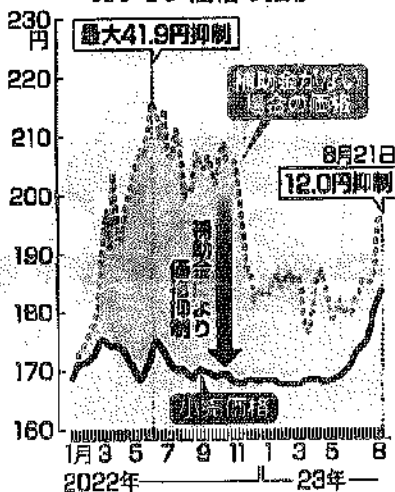
183・7円、14週連続上

経済産業省が23日発表したレギュラーガソリン1リットル当たりの店頭小売価格(21日時点)は、全国平均で前週比1円80銭高の183円70銭だった。14週連続の値上がりで、2008年8月に記録した過去最高値の185円10銭に迫る。原油高た。都道府県別では、08年

【関連記事4面】

8月に記録した93円50銭が続いている。本週上がり幅はた。政府が石油

ガソリン価格の推移



(ガソリン価格はレギュラーの税込み、全国平均。経済産業省の資料に基づく)

46都道府県で上昇し、滋賀県のみ横ばい。最高値は長野県の192円30銭だった。24日以降前週から2円となる。価格調査を日本エネルギー石油情報センも値上がりしている。現行のガソ予算措置は9ついている。備て、岸田文雄

107年ぶりの増幅を果たし、専ら小室選手(中央奥)ら23日、甲子園

西北五地区社会保険推進協議会 第1回役員会 報告

日時 2023年8月23日(水) 10:00 ~ 11:00

場所 西北五地区労連事務所

参加

○	水島 康雄(西北五労連)	○	平山 亮一(津保)	○	津川 文彦(県社保)
○	漆館 杏子(津保)	×	小野 和也(五所民商)	○	藤田 伴之(津保)
○	市田 緑(津保)	×	花田 勝暁(五所川原)		

議題

1. 第4回役員会の報告

藤田事務局次長より、第4回役員会の報告が行われ確認された。

2. 県社保協幹事会等からの報告

津川事務局長より、第1回県社保協 事務局会議の報告を行った。

3. 2023年度 西北五社保協 総会

1) 日時会場

日時 7月 26日(水)14:00 ~15:40

会場 五所川原市学習情報センター 第2教室(2階)

◆ 会場は良かった。

2) 学習会の内容

内容「介護保険の現状と2024年度制度改正」(仮称)

講師 宮田 和歌子さん(健生介護センター虹居宅介護支援事業所 管理介護長)

◆ 初めは難しかったが、だんだん身近な課題が話されてきた。

3) 総会

参加者 12名

◆ 質問がなく、県社保協の活動状況などを報告してもらう。

4. 2023年 自治体キャラバン

1) 独自要求

① 2022年度要求事項に追加する要求事項がある場合は、9/2(土9までに津川事務局長へ。

② 日程は、10/25(水)、27(金)、30(月)で西北五の自治体で調整する。

5. その他

1) 中央社保学校 (9/16-17)

津川事務局長、藤田事務局次長の2名が参加予定。

6. 次回

日時場所 2023年10月4日(水) 10:00 ~ 西北地区労連事務所

議題 1)第1回役員会の報告 2)県社保協幹事会報告 3)自治体キャラバンの日程等確認

5)その他

以上

2023年度中央社保協 第2回運営委員会議案

2023年9月6日(水) 13時30分～ 日本医療労働会館・オンライン

【出席確認】

○運営委員

白沢<山崎>(障全協)、日野(新婦人)、今井<宇野>(全商連)、西野(全生連)
藤原(農民連)、民谷(福祉保育労)、村田(全教)、廣岡(年金者組合)
五十嵐(医労連)、曾根(保団連)、梅津(共産党)、中本(国公労連)
青池(自治労連)、大島(医療福祉生協連)、久保田(民医連) 建交労

沢野(北海道)、高橋(宮城)、段(埼玉)、藤田(千葉)、窪田(東京)
根本(神奈川)、藤牧(石川)、小松(愛知)、寺内(大阪)、楠藤(徳島)
日高(鹿児島)

○事務局

林・大嶋(事務局)、上所(保団連)、山本(民医連)、香月(全労連)

<報告事項>

■ 別紙 活動日誌参照・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.01

<報告事項>

<トピックス>

➤ 各委員からの特徴的な報告

<報告・確認事項>

1. 「現行の健康保険証を残してください」署名の共同

① 10月19日(木) 医療・介護・福祉に国の予算を増やせ! 10・19いのちまもる総行動
◇ 第1次提出(集会参加の国会議員へ)

② 第1回署名提出行動(合同提出日)

11月16日(木) 11時00分～13時00分

「現行の保険証を残してください」署名

「国民健康保険証廃止の中止を求めマイナンバーカード取得の強制に反対します」署名

「健康保険証の廃止はやめ、マイナンバーカード運用中止、全面的な点検を求める請願」

③ 医団連との合同宣伝

8月10日(木) 上野駅広小路駅宣伝

8月25日(金) 御茶ノ水駅 25日宣伝

9月25日(月) 医団連との合同宣伝

2. 各部会

① 国保部会

- 「安心できる国保のために」更新
中央社保学校での「学習運動の行動提起」にて学習運動と国保キャラバンの提起
- 政令・中核・県庁所在地都市国保料調査
- 9月25日（月）厚生労働省交渉
「安心できる国保のために」国保改善への要望を活用
- 12月17日（日）第2回国保改善運動学習交流集会
 - ① これから国保を学ぶ方向けのレクチャー：長友先生（確定）
 - ② ベテラン向けの第3次国保運営方針に向けて：神田さん（依頼中）
 - ③ 各地の取り組みをテーマごとに発言
 - ☆ 会場は東京土建「けんせつプラザ」で調整中

② 介護・障害者部会

- 「介護保険制度と介護従事者の処遇改善を求める」請願署名キックオフ集会
9月1日（金）18時00分から19時00分 Zoom・YouTube 411アクセス
臨時国会での署名提出行動・・・介護・障害者部会にて確認
- 9月29日（金）介護7団体団体署名提出行動・記者会見
- 10月4日（水）介護・障害者部会にて介護保険部会の花俣さんよりレクチャー
一般参加については介護・障害者部会にて確認
- 10月9日（月・祝）全国介護学習交流集会
介護給付費分科会部員の鎌田さんより講演
利用者・事業者・労働者の立場でのシンポジウム
- 11月11日（土）介護・認知症なんでも無料電話相談
参加登録：10月4日まで・・・NTTとの関係
各団体で電話相談の案内をよろしく願いいたします。
マスコミ対応なども行う。

3. 第50回中央社保学校 from 岡山

① 学習運動の行動提起

- ② 第51回中央社保学校の開催地・・・大阪【8月31日（土）～9月1日（日）予定】
会場：大阪民医連会議室

③ 参加申し込み状況：

開催場所	年	県外	県内	合計
岩手	2014年	128	110	238
横浜	2015年	274	166	440
高知	2016年	132	157	289
青森	2017年	91	161	252
大津	2018年	227	96	323
石川	2019年	172	538	710
	2020年			
名古屋	2021年	360	125	485
千葉	2022年	342	228	570
岡山	2023年	289	112	401

4. 子ども医療全国ネットワーク

- ① 宣伝 10月4日(水) 17時00分～18時00分 上野駅広小路口にて
事務局団体が交代で宣伝行動を主管：10月は中央社保協が主管
運営委員会後に宣伝行動へ(中央団体・首都圏社保協は是非参加を検討ください。)

② 12月2日(土) シンポジウム

来年の通常国会での少子化対策関係の法案提出の動きや自治体での更なる助成制度拡充に向けて、民医連の小児科の医師と協力して行う。

- ◇ 国が自治体に対するペナルティを廃止する方向を打ち出す一方で、一定の自己負担を導入しようとする動きもあるなか、しっかりと理論で構えられるようにすることが必要。

<協議事項>

1. 「軍事費の拡大ではなく社会保障の拡充を求める」請願署名 提出行動

● 署名提出行動に向けて

※ 今年の補正予算が11月下旬に衆議院にて議決

10月から11月上旬ぐらいに行いたい。

署名提出・国会議員回り・・・ 月 日

昼集会・午後に国会議員回り(紹介議員依頼)

2. 子ども医療費助成制度調査について

◇ 2023年度調査・・・調査表などについて

◇ 12月のシンポジウムの際に活用も視野に

3. 地域医療守る運動学習交流集会

- 基調報告について

- 各地での地域医療関係の資料などの集約

10月25日(水)までに資料等集約

4. 2023年度 代表者会議に向けて

開催日程について 2月7日(水)【昨年と同日程】

2月12日(月・祝)としたい。

平日では参加できない団体や県社保協への参加を保障するため

今後の予定

9月7日	木	全労連社保闘争本部会議
	土	中央社保学校当日資料発送作業
9月8日	金	中国ブロック会議 滞納全国連絡会懇談
9月11日	月	四国ブロック会議 関東甲ブロック会議
9月13日	水	九州・沖縄ブロック会議
	土	中央社保学校接続テスト①
9月14日	木	巣鴨宣伝 中央社保学校接続テスト② 北海道・東北ブロック会議
9月15日	金	中央社保学校 from 岡山会場設営
9月16日	土	第50回中央社会保障学校 from 岡山(1日目)
9月17日	日	第50回中央社会保障学校 from 岡山(2日目)
9月19日	火	北信越ブロック会議
9月21日	木	介護提言プロジェクト
9月25日	月	国保部会厚労省交渉 介護7団体打ち合わせ@厚労省交渉・記者会見打ち合わせ 25日宣伝
9月26日	火	近畿ブロック会議
9月27日	水	第3回代表委員会
9月28日	木	全国介護学習交流集會事務局会議
9月29日	金	介護7団体厚労省交渉・記者会見

- 10月4日 水 第4回介護・障害者部会
第3回運営委員会
子ども医療全国ネット宣伝
- 10月11日 水 医団連代表者会議：オブザーバー参加
医療・介護・福祉に国の予算を増やせ！10・19いのちまもる総行動実行委員会
- 10月12日 木 編集委員会
- 10月13日 金 地域医療を守る運動学習交流集会実行委員会
- 10月14日 土 巣鴨宣伝
- 10月16日 月 第4回国保部会
- 10月19日 木 医療・介護・福祉に国の予算を増やせ！10・19いのちまもる総行動
- 10月25日 水 25日宣伝
第4回代表委員会

◆2023年度運営委員会日程（第一水曜日を基本）

次回の運営委員会 2023年10月4日（水）13時30分～

- 会場参加とオンラインの併用（日本医療労働会館2階会議室）

第27期青森県社会保障推進協議会・役員名簿（案）

2023年7月29日

役職名		氏名	所属団体・個人
会長	再	大竹 進	青森県保険医協会 顧問
副会長	再	山本 公行	中弘南黒社会保障推進協議会 事務局長
//	再	秋元 春美	青森県医療労働組合連合会 執行委員長
//	新	砂川 典満	青森県生活と健康守る会連合会 会長
//	再	小倉 功	青森県労働組合総連合 事務局長
幹事	再	天野 慶一	年金者組合県本部 書記長
//	再	門倉 恵理奈	新日本婦人の会青森県本部 事務局長
//	再	福士 学	東青社会保障推進協議会 役員
//	再	平山 亮一	西北五社会保障推進協議会 共同代表
//	再	荒岡 英孔	三八社会保障推進協議会 事務局長
//	再	安西 英軌	上十三社会保障推進協議会 事務局長
//	再	佐々木 敦子	青森県中高年雇用福祉事業団理事
//	新	()	青森県商工団体連合会
事務局長	再	津川 文彦	青森県社会保障推進協議会 事務局
事務局次長	再	對馬 康文	青森県民主医療機関連合会 事務局次長
//	再	新谷 進一	青森県保険医協会 事務局長
//	再	工藤 詔隆	青森県医療労働組合連合会 書記長
//	再	神 江美	青森県生活と健康守る会連合会 事務局長
幹事会には三役・幹事・事務局員参加			事務局会議には事務局員及び山本・小倉は参加。
会計監査	新	一戸 義規	青森県教職員組合
	再	柳谷 円	東青社会保障推進協議会

青森県社会保険推進協議会調査

2023年8月31日現在

市町村名	支払い方法		年齢		所得制限		一部負担		入院時食事療養費		学校給食
	現物給付	償還払	高校卒まで	中学卒まで	有	無	有	無	無料	助成なし	
青森市	○			○	○			○		○	給食費無償
平内町	○		○			○		○		○	給食費無償
今別町	○		○			○		○		○	給食費無償
蓬田村	○		○			○		○		○	給食費無償・時限
外ヶ浜町	○		○			○		○		○	給食費無償
★弘前市	○		○4			○		○		○	
★黒石市	○		○4			○		○		○	
★平川市	○		202309			○		○		○	給食費無償・時限
藤崎町	○			○		○		○	○		
大鱒町	○		○			○		○		○	202304より給食有料
田舎館村	○			○		○		○		○	
西目屋村	○		○			○		○	○		
★五所川原	○		○8			○		○		○	給食費無償
★つがる市	○		○4			○		○		○	
板柳町	○		○			○		○		○	
鶴田町	○		○			○		○		○	給食費無償
中泊町	○		○			○		○		○	
鱒ヶ沢町	○			○		○		○		○	
深浦町	○		○			○		○		○	
★十和田市	○		202310			○		○		○	
★三沢市	○		○7			○		○		○	
野辺地町	○			○	○			○		○	
七戸町	○			○		○		○		○	給食費無償
六戸町	○			○	○			○		○	
横浜町	○		○			○		○		○	給食費無償
東北町	○		○			○		○		○	給食費無償
六ヶ所村	○		○			○		○	○		給食費無償
おいらせ町	○			○		○		○		○	給食費無償
★むつ市	○		○4			○		○		○	
大間町	○			○		○		○		○	
東通村	○			○		○		○		○	
風間浦村	○		○			○		○		○	
佐井村	○		○			○		○		○	
八戸市	○		入院	通院	○			○		○	
三戸町	○		○			○		○		○	給食費無償
五戸町	○		○コロナ今年度	○	○			○		○	202304より給食有料
田子町	○		○			○		○		○	
南部町	○		○			○		○		○	給食費無償
★階上町	○		○4			○		○		○	給食費無償
新郷村	○		○			○		○		○	給食費無償

外来 30 予定含む
入院 31 予定含む

17自治体

★印は2023年度実施自治体

2022年度自治体キャラバン訪問日時及び担当団体 (案)

緊急連絡先 井川文雄090-2956-2462・菊尾康文090-7076-5818

日程	コース	要請担当団体	参加要請団体
東京	11月 7日(月曜)	滝野市①②③④ ⇒ 平内町①②③④ 10:30 14:00	東清社保協(保健医協会、新婦人、青森保協、東清社連、生保協、民安労、健康企画、青森民創会)
	11月 4日(金曜)	今里町①②③ ⇒ 外ヶ浜町①②③④ ⇒ 蓮田村①②③④ 10:30 13:30 15:30	地区年金普組合 社団法人虹 健康企画 鶴岡企画 中高年喫煙団 中青年喫煙団
西北五	10月 24日(月曜)	五所川原市①②③④ ⇒ 七戸町①②③④ 10:30 13:30 15:00	地区新婦人 五所川原民創
	10月 25日(火曜)	板柳町①②③ ⇒ 野田町①②③④ ⇒ 雄ヶ沢町①②③④ ⇒ 深淵町①②③④ 9:00 10:30 13:00 15:00	ワカリヤ ワカリヤ ワカリヤ
中弘南黒	10月 28日(金曜)	中泊町①②③④ 15:00	ワカリヤ 地区年金普組合
	10月 27日(木曜)	藤崎町①②③ ⇒ 西目黒村①②③ ⇒ 弘前①②③④ 9:00 13:00 14:30	ワカリヤ 地区年金普組合
上十三	10月 28日(金曜)	黒石市①②③④ ⇒ 山内市①②③④ ⇒ 大館町①②③④ 10:30 13:30 15:00	ワカリヤ 地区年金普組合
	11月 1日(火曜)	田舎館村①②③④ 9:30	地区生保会
下北	11月 1日(火曜)	七戸町①②③④ ⇒ 東北町①②③④ ⇒ 野辺地町①②③④ ⇒ 橋本町①②③④ 9:30 11:00 13:30 15:30	地区新婦人 地区年金普組合
	11月 2日(水曜)	十和田市①②③④ ⇒ 沢井5世町①②③④ 9:30 13:30	地区新婦人 地区年金普組合
三八	11月 18日(金曜)	六戸町①②③④ ⇒ 三沢市①②③④ 9:30 11:00	地区生保会 新婦人
	11月 9日(木曜)	六ヶ所町①②③④ ⇒ 赤通村①②③④ ⇒ 七戸市①②③④ 10:30 13:00 15:00	地区生保会 地区新婦人
三八	11月 10日(木曜)	佐井村①②③ ⇒ 大間町①②③④ ⇒ 風間瀬村①②③ 9:00 10:30 13:30	地区生保会 地区新婦人
	10月 31日(月曜)	南郷町①②③④ ⇒ 田子町①②③④ 10:30 14:30	地区生保会 地区新婦人
三八	11月 10日(木曜)	五戸町①②③④ ⇒ 新郷町①②③ 9:00 11:00	地区生保会 地区新婦人
	11月 11日(金曜)	三戸町①②③④(14時から) 13:00	地区生保会 地区新婦人
11月 1日(火曜)	八戸市①②③④(1時より)	担当：三戸保協、黒田至礼、八戸医療生協(不村、健弘) 0178-71-3456 FAX0178-73-1175	地区年金普組合
12月 18日(木)			

●訪問地誌 Xは中止 ①要請者 ②要請者町 ③対象地担当町 ④介護課担当

2023 年要望書

青森県社会保障推進協議会

会長 大竹 進

・国民健康保険について

1. 国保は社会保障制度そのものです。安心して医療を受けられるために

- ①保険料（税）の引き上げを行わず、無理なく支払える国保保険料（税）にしてください。
一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。
- ②担税能力のない18歳以下（高校卒）の子どもについては、子育て支援の観点から均等割の対象から外してください。
- ③すべての被保険者に正規の保険証を発行してください。生活困窮で滞納世帯に陥った場合でも資格証明書や短期保険証は発行しないでください。
- ④国保料（税）の減免（国保77条）制度を実施・拡充してください。
また申請手続きの簡素化を行ってください。
- ⑤保険料（税）払えきれない加入者の生活実態把握に努め、行政として援助し、滞納を理由に催促状や資産の差し押さえはやめてください。
- ⑥国民健康保険法44条による一部負担金の減免については国が認めた生活保護基準以下の「恒常的低所得者」を減免対象にすることを徹底してください。
- ⑦国民健康保険、後期高齢者医療保険に対して交通事故の第三者行為での請求あった場合の求償について『損害保険料率算定機構』と連帯して現状を速やかに把握し、求償漏れがないような対応策を構築してください。
- ⑧マイナンバーを国保証とした場合、現場実務者としてどのような問題が起こるのか、具体的に教示していただきたい。

・介護保険、高齢者対策について

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施設を受けられるために

- ①第9期の介護保険料改訂にあたっては高齢者に過大負担になっている介護保険料を一般会計繰入によって引き下げる。なお、基金等を過大に積み上げている市町村にあたっては取り崩して介護保険料引き下げを行ってください。

②非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充してください。当
年収 150 万円以下は介護保険料を免除してください。

③介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者については無料となるように自
治体独自のサービス利用料減免制度を作ってください。

④ 貴自治体の第 9 期介護事業計画の骨子原案を教示してください。

⑤総合事業（介護予防・生活支援総合事業）について

イ、 多くの高齢者が参加できるように、自治体の責任で介護予防事業を充実・拡充し
てください。

ロ、自治体の一般財源を投入してサービスの提供に必要な総合事業費の確保に努めて下
さい。また利用者のサービス選択権を保障し、必要なサービスを提供してください。

・子ども施策、子育て支援について

3. 子どもたちの成長を保障するために

①子どもの医療費・ひとり親世帯のこどもの医療費について通院・入院とも無料にし、高
校卒業（年度末）まで引き上げてください。また所得制限を撤廃してください。

②妊産婦医療費助成制度をすべての妊産婦に拡大無料にすること。合わせて、出産前の
定期健診などすべての費用を無料とするようにしてください。

③就学援助対象者に該当するにも関わらず就学援助を利用していない家庭に改めて通知
するなど利用促進を図ってください。

④新入学児童生徒学用品費等（制服等）の前倒し支給（1月～3月中）としてください。

⑤学校給食の無料化が前進していますが義務教育の一貫として貴自治体も学校給食無料
にしてください。合わせて食材に県産品の利用を推進してください。

⑥ 児童・生徒の「居場所づくり」やNPOなどで取り組まれている「無料塾」や「子ど
も食堂」の取り組みを行政として物心両面の支援してください。

- ⑦幼稚園・保育所・認定こども園を利用する子どもの副食費等を無料にしてください。
- ⑧小学校・中学校におけるリモート授業実施に当たり、就学援助対象者に自宅のネット通信料及び通信機器の助成等を図ってください。
- ⑨学校敷地内における除草対策して発がん性のあるラウンドアップ等の薬剤（グリホサート剤）を使用しないでください。米国での1万以上の民事訴訟・フランスやオーストリアがこの薬剤の禁止をしています。よろしく再検討をお願いします。
- ⑩児童・生徒が安心して通学でき、健康で衛生的な生活が保障されるために、学校施設の女子トイレに、予算措置をとって経年的施策して生理用品を配置してください。
- ⑪放課後児童クラブの拡充整備と人員の配置及び対応する職員の処遇改善をお願いします。またおやつ代等を含む利用料の無料にしてください。
- ⑫新知事公約の「医療費・保育費・おむつ代・給食費について市町村と連携して段階的な無償化を推進」する方針であるが各市町村の今日までの子育て支援政策のご努力に改めて敬意するとともにより一層の子育て支援政策を進めていただきたい。
また合わせて県当局の子育て支援政策が極めて脆弱であったことに鑑み、県当局に対して物心両面の要請をお願いしたい。
- ⑬すべての子どもが平等に保育され成長・発達する権利が保障されなければならない中で保育士さんの労働環境改善及び待遇面での格差是正を図ってください。
暖かい行政的配慮をお願いします。
- ⑭子育て生活の中で一番財政的支援が必要なのは高校・大学等の高等教育の学費等・生活費であり、現行の利子付き奨学金制度をやめ、給付型奨学金制度改めていただくように要望してください。

・生活保護制度について

4. 住民の最低生活を保障するために

- ①生活保護の「しおり」「手引き」「申請書」をカウンター上などに置いて、住民の皆さんが自由に手にとれるようにしてください。生活保護の相談・申請においては憲法 25 条及び生活保護法 1 条・2 条に基づいて行い、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」行わないでください。
- ②生活保護の申請者に対しては、直ちに申請書を交付し、受理してください。申請拒否と疑われることのない対応をしてください。
- ③ケースワーカーを増員するとともに、専門職としての研修を充実させ、親切・丁寧な対応ができるようにしてください。またシングルマザーや独身女性の担当者は必ず女性ケースワーカーを伴って家庭訪問を行うようにしてください。人権に配慮すること。
- ④エアコンをすべての生活保護世帯に設置してください。また、高い電気代がかかるため使用を制限しないよう夏季手当を出してください。
- ⑤生活保護利用者へのバッシングについては行政機関として責任ある防止策等のご検討をお願いします。
- ⑥生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は、義務ではないのですからおこなわないでください。

・健診事業、保健予防活動について

5. 住民の健康づくり増進のため

- ①コロナで健診受診者が激減しましたが健診実績数(2021 年度・2022 年度・2023 年度)の項目ごとに整理した貴自治体統計でよろしいので特定健康診査、がん検診(胃がん・肺がん・大腸がん・前立せんがん・乳がん・子宮頸がん)の健診実績数と精査率を教えてください。また、全国平均と比較して立ち遅れている自治体については新たな方策のご検討をお願いします。
- ② 住民の健康づくり、保健予防活動の推進をはかるため保健師を増員してください。
- ③ 早期発見、早期治療へ結びつける住民への啓蒙活動の充実を図ってください。

- ④ 全住民のインフルエンザ予防接種の無料化を求めます。当面、中学生までの子供と高齢者（65歳以上）の無料化の検討をお願いします。
- ⑤ 高齢者用肺炎球菌ワクチンと帯状疱疹ワクチン接種に無料にしてください。
- ⑥ 歯科検診については事前に行政管内の実態をしっかり把握し、協力歯科医師・衛生士の確保するなど、準備を進めてください。
国・県・市町村が一体となって数年かけて無料で全年令が実施できるよう準備を進めてください。
- ⑦ 貴市町村による『加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度』を創設してください。
- ⑧ 自殺者が急増しています。貴自治体の取り組みをお知らせください。
- ⑨ 貴自治体の虐待対策や子供のいじめ対策についてご教示ください。

6. 県、国に対し要請していただきたい事項

- ① 国保財政が厳しい根本的な原因は国による国庫負担の引き下げです。国に対し国保に対する国庫補助の増額を要望してください。
- ② 高校卒業までの医療費の無料化を県及び国に働きかけてください。また国によるペナルティーをやめるように要請してください。
- ③ 自宅に冷暖房(エアコン)等のない65歳以上高齢者のみ世帯、障がい・傷病世帯、要介護度4以上の方のいる世帯、就学前の子どものいる世帯等の「熱中症弱者」に、エアコン等の助成制度を創設するように要望して下さい。
- ④ 若い人も高齢者も安心して暮らせる年金制度を国に要求してください。
物価高騰が暮らしを直撃しているので、年金支給額を引き上げるよう国に働きかけてください。また、「物価賃金スライド」と「マクロ経済スライド」を廃止し、基礎年金を早急に引き上げるとともに、全額国庫負担による生活保護基準に準拠した「最低保障年金制度」の創設を働きかけてください。
- ⑤ 75歳以上の後期高齢者医療費窓口1割に戻すことを国に要望してください。

- ⑥最低賃金の大幅な引き上げと全国一律最低賃金制度の創設について次の点を国に働き掛けてください。
- (1)青森県の若者が地元で働き、地元で子どもを産み育てることができるよう、最低賃金の地域格差をなくす全国一律最低賃金制度を創設してください。
- (2)最低賃金の引き上げにあたって、地域循環型経済の中心を担う中小・小規模事業者の経営が改善できるよう、国による中小企業支援策を拡充してください。
- ⑦『加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設』を県当局と国に働きかけてください。
- ⑧ 県に対して福祉灯油や屋根の雪おろし等に関して大幅な助成を求めてください。
- ⑨ 国民年金を払えない人が増えています。保険料引き下げと免除制度の周知を徹底するように国に働きかけてください。
- ⑩物価高騰の中、地域住民の生活は大変苦しくなっています。とりわけ、エネルギーや食料品など追加措置を講ずるよう国及び県に働きかけてください。
- ⑪第9波の新型コロナウイルス感染状態となり、5類体制の中で最大限の医療・介護・福祉・保育等への支援ができるよう国及び県に働きかけてください。

※青森県社保協では現在、2023年度自治体キャラバン行動に向けて準備しております。つきましては、各部署を横断する要望事項でしかも大変お忙しいところ申し訳ございませんが、できれば文書で **10月11日(水)までにご回答いただきたいと思っておりますので高配のほどよろしくお願い申し上げます。**

青森県社会保障推進協議会

〒030-0822

青森市安方1丁目11番6号

青森県民主医療機関連合会気付

TEL017-718-2375 Fax017-773-5326

メールアドレス tugawa@aomin.jp

①市町村名記入欄	市町村名【 】 部署【 】 担当者名【 】
②月 日記入	《 年 月 日 》
項目	内 容
③子ども等医療費 給付制度	本年度（令和5年）の子ども等医療費給付実績についてお書きください（該当項目にチェックを入れてください）
	<input type="checkbox"/> 小学校まで <input type="checkbox"/> 中学校まで <input type="checkbox"/> 高等学校まで <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 所得制限（あり/所得限度額 万円・なし） <input type="checkbox"/> 給付方法（現物給付、償還払い） <input type="checkbox"/> 自己負担額（あり・なし） <input type="checkbox"/> 食事療養費助成（あり・なし） <input type="checkbox"/> その他
④ 国保事項	国保加入世帯数： 世帯、 全世帯に占める加入割合 % 国保加入世帯のうち住民税非課税世帯の割合（程度） % 所得0円以上100万円未満 % 所得100万円以上200万円未満 % 所得200万円以上500万円未満 % 所得500万円以上 %
	国保加入全世帯に対する 国保の世帯主の職業別構成割合 （ 年 月 日現在） 農林水産業（ %）、自営業（ %）、被用者（ %）、無職（ %）、 その他の職業（ %）、不明（ %） *集計は令和 年 月
	国保加入全世帯に対する国保料（料）の軽減世帯の占める 割合 （ 年 月 日現在） 2割軽減（ %）、5割軽減（ %）、7割軽減（ %） *集計は令和 年 月
	所得に対する保険料調定額の割合（ 年 月 日現在） （介護保険料分を除く） 一世帯あたり保険料調定額（ 円） 所得に対する調定額の割合（ %）
	保険料（料）収納率（令和5年度分）・（令和4年度実績） 令和5年度の現在までの収納率： % ・ 令和4年度収納率： %
	国保税（料）滞納による差押え件数と差押え金額 （令和4年度実績） 差押え件数： 市町村独自（ ）件 滞納整理機構委託（ ）件 差押え金額： 市町村独自（ ）円 滞納整理機構委託（ ）円
	市町村独自の医療費窓口一部負担金減免制度の新設・変更 今年度、新設又は変更がありますか 他自治体より優れている点 ある（主な内容）) なし
	短期保険証交付数（ 年 月 日現在） 世帯 資格証明書交付数（ 年 月 日現在） 世帯 保険証窓口留め置き数（ 年 月 日現在） 世帯
	第一号被保険者数（ 年 月 日現在） 保険料軽減に該当する所得階層別の数と割合 （軽減に該当する所得階層全てご記入ください） （ 年 月 日現在） 第一段階 人（ %）、第二段階 人（ %）、 特別第三段階 人（ %）、第三段階 人（ %）、 特別第四段階 人（ %）
	介護保険料収納率（①現年度分）（②令和4年度実績） ① 現年度収納率 %（内一号被保険者収納率 % 二号被保険者収納率 %） ② 4年度収納率 %（内一号被保険者収納率 % 二号被保険者収納率 %）
⑤ 介護保険 にかかわる事項	市町村独自の保険料減免制度の有無 ある（主な内容 制度の予定あり） ・ ない
	市町村独自の利用料減免制度の有無 ある（主な内容 制度の予定あり） ・ ない
	滞納者に対して制裁措置した件数（令和4年度実績） 償還払い 件 給付費の全部（一部）差し止め 件 給付費の額の引き下げ（7割給付） 件
⑥ 後期高齢者医療 にかかわる事項	被保険者数（ 年 月 日現在）
	保険料収納率（本年度分）（令和4年度実績） 本年度収納率 % ・ 令和4年度収納率 %
	保険料滞納世帯数と滞納額 滞納世帯数： 世帯、 滞納額 円
	短期保険証交付数（ 年 月 日現在） 世帯
	資格証明書交付数（ 年 月 日現在） 世帯
	保険証窓口留め置き数（ 年 月 日現在） 世帯
	保険料（料）滞納による差押え件数と差押え金額 （令和4年度） 差押え件数： 件 差押え金額： 千円
	窓口一部負担金の減免申請件数及び減額額など （令和4年度） 減免申請件数 減額した額 千円 免除件数 免除した金額 千円

※10月11日（水）までの提出をお願いします。

2023年9月22日

各市町村教育委員会 御中

青森県社会保障推進協議会
会長 大竹 進
Tel017-718-2375
Fax017-773-5326
tugawa@aomin.jp

就学援助・小・中学校給食等・子どもの貧困対策 に関する事前調査

日頃より子どもたちの教育環境の拡充に向けご尽力いただきありがとうございます。

さて、青森県社保協では現在、2023年度自治体キャラバン行動に向けて準備しております。
つきましては、大変お忙しいところ申し訳ありませんが、**10月11日までにご回答ください。**

青森県社会保障推進協議会

〒030-0822

青森市安方1丁目11番6号

青森県民主医療機関連合会気付

TEL017-718-2375 Fax017-773-5326

メールアドレス tugawa@aomin.jp

2023年9月 就学援助・学校給食・子どもの貧困調査

自治体名 () 担当課名 ()
記入者名 ()
電話番号 () Fax番号 ()
メールアドレス ()

1. 2023年度の「就学援助」調査

文部科学省によると就学援助を利用している利用している児童・生徒は約130万人・補助率は14%です。7人に1人が利用しています。さて、貴自治体についてお聞きします。

- ① 適用条件（非課税かどうか、所得制限等について出来るだけ詳しくお書きください）
要保護者の場合

準保護者の場合

- ② 生活保護基準引下げには今年度はどう対応されましたか
 対応した
 収入・所得の適用基準を引き上げた
 その他

 なんの対応もしていない

- ③ 申請の時期 時期が決まっている 月 日～ 月 日
 いつでも出来る

- ④ 申請先 学校 役所 その他 郵送 可・不可

※準要保護者での申請等で要保護者との取り扱いが大きく相違ある点はなんですか。

()

⑤援助内容(以下は国の基準ですが、援助をしているものに○をつけ、限度額が違えば金額は()内に、内容は空白部分にお書きください。またその他の欄には独自にされている内容をお書きください。

本来なら憲法26条の「義務教育は無償」の立場から誰でも支給されるべきものです。

		小学校		中学校	
		第一学年	その他の学年	第一学年	その他の学年
学用品費		11,630円()		22,730円()	
通学費		市町村が給与した通学費 小学校 40,020円()		市町村が給与した通学費 中学校 80,880円()	
修学旅行費		修学旅行費1人当たり平均援助額 22,690円()		修学旅行費1人当たり平均援助額 60,910円()	
通学用品費			2,270円 ()		2,270円 ()
校外活動費	宿泊伴わない	1,600円()		2,310円()	
	借泊伴う	3,690円()		6,210円()	
体育実技用品費		スキー	26,500円	スキー	38,030円
		スケート	11,810円	スケート	11,810円
				柔道	7,650円
				剣道	52,900円
オンライン学習通信費		14,000円		14,000円	
新入学児童生徒学用品費		54,060円 ()	—	63,000円 ()	—
給食費		全額援助・一部援助(割) 定額援助(53,000 円)		全額援助・一部援助(割) 定額援助(62,000 円)	
PTA会費やクラブ活動費など		クラブ活動会費	2,760円	クラブ活動会費	30,150円
		児童会費	4,650円	生徒会費	5,550円
		PTA会費	3,450円	PTA会費	4,260円
		卒業アルバム費	11,000円	卒業アルバム費	8,800円

⑥決算見込と予算

- 2022年度対象人数(小中学生合計) 人 利用者数 人
決算(見込)額 円
- 2023年度対象人数(小中学生数) 人 利用者見込数 人
予 算 円

⑦ 第一回支給月 月
その後、いつ支給されるのか 月 月 月

⑧ 新入学児童生徒学用品費等の前年度支給について《をつけてください》

1月支給・ 2月支給・ 3月支給・ その他支給(月)

今後の前倒支給の開始年度予定(年度から実施する予定)

※厚労省の新入学児童生徒学用品等の入学前支給の実施状況(令和2年7月調査)で全国自治体の小学校82.3%、中学校83.8%前倒し支給が実施されている。県内自治体も同様の傾向です。

2. 2023年度の「小学校給食」に関する調査

県内の義務教育学校においていまや17自治体で給食費負担の完全無料化が行われています。また、全国では一部の民間給食会社が倒産状況となり、給食事業そのものがストップする事態も見受けられます。さて、貴自治体についてお聞きします。

- ① 小学校給食を
 実施()年から
 一部モデル実施 ()からいつまで ()
 未実施 ()年から実施予定
 学校の差異による ()
- ② 実施内容
 単独調理方式(自校式)
 共同調理方式(センター方式 ・ 親子方式)
 その他の調理方式 (ランチボックス方式 その他)
 民間委託方式(具体的に)
- ③ 喫食方法
 全員喫食
 選択制 ()
→選択式の場合、就学援助の 適用となる 適用とならない
- ④ ③で選択制とされた場合、喫食率はどれくらいですか
 2022年度 %
 今年度から始まったのでデータがない

⑤ 給食費をお聞かせください。

- 全員無料【 年 月から実施】
 要保護者無料
 準保護者無料
 ひとり親無料

- ⑥ 給食費の一部負担がある場合は
月額 円 一食あたり 円

※学年によって違う場合は学年ごとの金額をお書きください。

()
※準保護者や普通児童の場合で金額に差がある場合お書きください。

- ⑦ 一般市民の小学校給食の見学及び試食について
 可能
※可能な場合は申込方法をお知らせください。

- 不可能 理由は ()

3. 2023年度の「中学校給食」に関する調査

県内の義務教育学校において、いまや17自治体で給食費負担の完全無料化が行われています。また、全国では一部の民間給食会社が倒産状況となり、給食事業そのものがストップする事態も見受けられます。さて、貴自治体についてお聞きします。

- ① 中学校給食を
 実施()年から
 一部モデル実施 いつからいつまで ()
 未実施 ()年から実施予定
 学校の差異による ()
- ② 実施内容
 単独調理方式(自校式)
 共同調理方式(センター方式 ・ 親子方式)
 その他の調理方式 (ランチボックス方式 その他)
 民間委託方式 ()
- ③ 喫食方法
 全員喫食
 選択制 ()
→選択式の場合、就学援助の 適用となる 適用とならない
- ④ ③で選択制とされた場合、喫食率はどれくらいですか
 2022年度 %
 今年度から始まったのでデータがない

⑤ 給食費をお聞かせください。

- 全員無料【 年 月から実施】
 要保護者無料
 準保護者無料
 ひとり親無料

- ⑥ 給食費の一部負担がある場合は
月額 円 一食あたり 円
※学年によって違う場合は学年ごとの金額をお書きください。
()
※準保護者や普通児童の場合で金額に差がある場合お書きください。
()

- ⑦ 一般市民の中学校給食の見学及び試食について
 可能
※可能な場合は申込方法をお知らせください。
 不可能 理由は ()

4.子どもの貧困対策の具体化について

2013年6月「子どもの貧困対策推進法」が成立しました。2014年8月29日には「子どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定しました。

2016年3月に「第1次青森県子どもの貧困対策推進計画」が発足し、県当局としては「喫緊の課題」として位置付けています。2018年度に青森県「子どもの貧困実施調査」を行っており、ホームページにもアップしています。さらに前進させるため「第2次青森県子どもの貧困対策推進計画」(令和3年から7年)を作成し、市町村による計画の策定が努力義務化と明記しています。

2019年6月12日に「改正子どもの貧困対策推進法」では計画策定が市町村に努力義務化されました。貴自治体として今後の対策・具体化についてお尋ねいたします。

- ① 貴自治体での上記法律及び大綱に対応する担当課ないしは対応するグループはありますか。
- ② 計画策定の具体化のための推進委員会や検討委員会などは設置されましたか。
 設置した【 年 月から】 名称は【
 設置していない
- ③ 青森県としては第2次子ども貧困対策推進計画の中で市町村との役割を適切に分担することになってはいますが現在の連携状態をご説明ください。
- ④ 貴自治体として今後独自の「子どもの貧困実施調査」を貴自治体のこどもを対象に調査等の実施計画ないしは予定が有りますか。
また貴自治体としての「新型コロナウイルスの影響下のひとり親家庭の困難に関する調査等」を実施する予定はありますか。
 実施した
 内容は 具体的に記入【 別紙添付も可能
 今後実施する予定
(年度)
 実施する予定はない
理由は ()
- ⑤ 2022年度の具体的な施策(就学援助・学校給食以外)と実績をお教示ください。
お知らせください。
例) スクールソーシャルワーカーの増員 2022年度0人から0人へ
例) スクールカウンセラーの増員 2022年度0人から0人へ
例) 大学等の進学に対する給付型奨学金制度の創設
例) 放課後児童クラブや放課後子ども教室の実施・栄養状態の大幅な改善
例) 無名塾・子ども食堂の開設(社協やNPOと連携して)「居場所づくり」など
例) 子ども食堂からの配食サービス(社協やNPOと連携して)
()

5.小学校・中学校の施設・設備・教育内容の充実について

① 普通教室のエアコン設置状況について

小学校の普通教室のエアコン設置状況

- 実施()年から
- 一部モデル実施(年 ~ 年)
- 達成率()%(エアコン設置普通教室÷全普通教室×100)
- 未実施()年から計画実施予定

中学校の普通教室のエアコン設置状況

- 実施()年から
- 一部モデル実施(年 ~ 年)
- 達成率()%(エアコン設置普通教室÷全普通教室×100)
- 未実施()年から計画実施予定

② 児童・生徒が使用する洋式トイレの設置状況について

小学校の洋式トイレ設置状況

- 実施()年から
- 一部モデル実施(年 ~ 年)
- 達成率()%(洋式トイレ設置数÷全トイレ数×100)
- 未実施()年から計画実施予定

中学校の洋式トイレ設置状況

- 実施()年から
- 一部モデル実施(年 ~ 年)
- 達成率()%(洋式トイレ設置数÷全トイレ数×100)
- 未実施()年から計画実施予定

③ 小学校・中学校の体育館の冷暖房の設置状況について

小学校体育館の冷・暖房設置状況

- 暖房設置率()%(設置済み体育館数÷全体育館数×100)
- 冷房設置率()%(設置済み体育館数÷全体育館数×100)
- 今後の実施予定()

中学校体育館の冷・暖房設置状況

- 暖房設置率()%(設置済み体育館数÷全体育館数×100)
- 冷房設置率()%(設置済み体育館数÷全体育館数×100)
- 今後の実施予定()

- ④ パソコン・タブレットの配布に伴い自宅での使用する機会があります。その際経済的に困窮している家庭への援助が必要になります。自治体によってはネット設置費用や通信料等の補助していますが貴自治体の今後の方針をお聞きします。
【 】

- ⑤ 学校内敷地（校庭等）の除草する際、除草剤ラウンドアップを使用していないか。
- 現在も使用している。
 - 昨年まで使用していたが人体に影響があることを理解しつつ、一部使用中。
 - 昨年まで使用していたが人体に影響があると判断。現在は全面的にやめている。

特記（）

- ⑥ 性教育は人が健康に、幸せに生きるための学びであるといわれます。「包括的性教育」を学校教育の中で重視してください。
- ⑦ 児童・生徒・学生が安心して通学でき、健康で衛生的な生活が保障されるために、学校施設の女子トイレに、生理用品を配置してください。予算措置をとって継続施策としてください。
- ⑧ 虐待・いじめ対策について貴自治体を実施していることを教示してください。
- ⑨ 自殺予防対策について貴自治体を実施していることを教示してください。

お忙しいところ、ありがとうございました。

10/11(水)までのご提出をお願いします。

青森県社保協 Eメール tugawa@aomin.jp までよろしくをお願いします。

2023年8月9日

中央社会保障推進協議会 御中

全国福祉保育労働組合
中央執行委員長 土田 昭一

障害福祉サービス等報酬の改定にむけた団体署名のご協力をお願い

日頃より、障害者福祉施策の向上にご尽力されていることに敬意を表します。また、当労組の諸活動にご協力いただきありがとうございます。

さて、厚生労働省では2024年度の障害福祉サービス報酬の改定にむけた審議が始まっています。今回の改定にあたっては、障害者権利条約の批准国として各施策のいっそうの拡充を財政的に裏付けるとともに、物価高騰による経営困難や深刻な人材確保問題を改善するために、報酬引き上げをはじめ積極的な財政措置が求められます。

しかし政府は、障害福祉分野の予算額が社会保障費全体の伸びを上回ることを理由に、サービスの供給量を抑制するなど、全世代型社会保障による社会保障費の縮小をさらに進めようとしています（財務省財政制度等審議会「歴史の転換点における財政運営」）。

こうした状況の下で審議が進められる今回の報酬改定は、大変厳しいものにならざるを得ませんが、一方で障害者の権利保障や職員の処遇向上の視点に立てば、基本報酬の大幅な引き上げや職員の増員は喫緊の課題であり、先延ばしにすることはできません。

障害福祉は、憲法25条に基づいた国民の生活と権利を保障するための公共的事業であり、事業に必要な費用や職員の処遇改善は国の責任で解決されるべきです。

そのため私たちは、内閣総理大臣と厚生労働大臣宛の別紙の団体署名に取り組んでいます。つきまして署名の趣旨をご理解のうえ、構成団体に広げていただきますよう、お願い申し上げます。

集まった署名については、10月30日の厚生労働省への陳情の際に提出し、障害福祉サービス等報酬改定検討チームの構成員に報告し、報酬改定の検討に反映させることを要請する予定です。

署名集約日 2023年10月20日 必着で下記までご送付ください。

【連絡・返送先】 全国福祉保育労働組合 担当 山田
〒111-0051 東京都台東区蔵前4-6-8 サニープレイスビル5F・A
Tel : 03-5687-2901 fax : 03-5687-2903 E-mail : mail@fukuho.org

以上

内閣総理大臣 岸田 文雄 様
厚生労働大臣 加藤 勝信 様

障害福祉サービス等報酬の改善を求める要望書

全国の障害福祉事業所は、地域の障害児者の人権と生活・就労の保障のために重要な役割を果たしています。コロナ禍では、欠くことのできない社会資源として、その重要性が再確認されました。

しかし、事業所では慢性的な人材不足と物価高騰による支出の増加で、日々厳しい運営を強いられています。この状況が続けば、事業そのものの存続さえ困難になり、また職員の処遇や人材不足が悪化することは必至です。

こうした問題を解消するため、2024年度の障害福祉サービス等報酬改定では、基本報酬の引き上げと職員へのさらなる処遇改善対策が求められます。

障害者権利条約の批准国として、障害児者が、サービスを必要なときに必要なだけ利用でき、そのためにも事業所の安定した運営と職員の労働環境の改善ができるように、障害福祉サービス等報酬の改善を求めます。

要 請 事 項

1. 物価高騰に対応できるよう、2024年度の障害福祉サービス等報酬の基本報酬を引き上げること。
2. 職員の処遇改善は、全額公費負担でおこなうこと。当面は処遇改善加算を引き上げ、申請しやすい制度に見直し、賃金を引き上げること。
3. 利用者の処遇と職員の労働環境を改善するために、職員配置基準を引き上げること。なかでも、共同生活援助（グループホーム）のひとり夜勤体制を解消するために、職員の複数配置が可能になるよう報酬額を引き上げること。

【要 請 者】

団体名	
代表者名	
住 所	

<連絡先> 全国福祉保育労働組合(福祉保育労)
〒111-0051 東京都台東区蔵前4-6-8 サニープレイスビル5階-A
電話 03(5687)2901 FAX 03(5687)2903
mail@fukuho.org

2023年7月20日付け
社会保障の拡充を求める青森県への要望について
に対する回答

令和5年8月18日

青 森 県
健 康 福 祉 部
教 育 庁

要望に対する回答

課名 高齢福祉保険課

<p>要 望 事 項</p>	<p>1. 国民健康保険について ① 協会けんぽ等に比較しても高い国民健康保険税(料)の引き下げをお願いします。</p>
<p>回 答</p>	<p>1 市町村の国民健康保険税(料)率は、各市町村が県に納付する納付金等を勘案し、条例で規定しているところです。</p> <p>2 また、各市町村では、条例で定めるところにより、災害や失業など特別の理由がある場合は、保険税(料)を減免する措置をとっています。</p> <p>3 国保財政の安定的な運用のため、県では、平成27年1月13日の社会保障制度改革推進本部の決定により確約された保険税(料)の減免等をするための財源を含む財政支援について、国の責任において確実に実施するよう全国知事会を通じて国に要望しています。</p> <p>4 併せて、昨年度から実施されている未就学児の均等割保険料(税)の5割を軽減する措置は、対策範囲及び軽減割合の拡充について、全国知事会を通じて国に要望しているところです。</p>

要望に対する回答

課名 高齢福祉保険課

要望事項	<p>1. 国民健康保険について</p> <p>② 子どもの均等割を廃止するため県当局の財政支援を行ってください。</p>
回答	<p>1 国民健康保険法第81条の規定により、同法で定めるもののほか、国民健康保険料(税)の賦課に関する事項は、政令で定める基準に従って条例で定めることとされています。</p> <p>2 したがって、国民健康保険料(税)については、国の定める内容を超えて、県や市町村が独自の基準で賦課することは困難と考えています。</p> <p>3 こうした事情も踏まえて、県としては、子どもに係る負担軽減措置の拡充について、全国知事会等を通じて国に要望しているところです。</p>

要望に対する回答

課名 高齢福祉保険課

要望事項	<p>1. 国民健康保険について</p> <p>③ 国民健康保険税(料)の滞納世帯に対する資格証明書・短期保険証を発行やめ、すべての滞納世帯に正規の保険証を発行することを市町村に働きかけてください。</p>
回答	<p>マイナンバーカードの健康保険証利用による従来の健康保険証の廃止に伴い、被保険者資格証明書及び短期被保険者証は廃止されるものと承知しています。</p>

要望に対する回答

課名 高齢福祉保険課

<p>要 望 事 項</p>	<p>1. 国民健康保険について ④ 国民健康保険法第44条に基づく医療費窓口負担金の減額・免除申請制度を周知し、積極的に適用するよう市町村に働きかけてください。</p>
<p>回 答</p>	<p>1 国民健康保険法第44条では、市町村は、条例等に基づき、特別な理由がある被保険者で、一部負担金を支払うことが難しいと認められる者を対象に、一部負担金の減額や免除等の措置を採ることができる、とされていることから、市町村では、それぞれ、条例や規則等により減免の規定を定めています。</p> <p>2 また、災害等により市町村が一部負担金を減免し、その減免が国の基準に該当する場合、国の特別調整交付金により減免額の2分の1の補填を受けることが可能となっているほか、国の基準に満たない場合には、県の特別交付金により財源調整を行っています。</p> <p>3 県としては、国民健康保険法第44条の規定に基づく医療費窓口負担金の減額・免除制度について、それぞれの市町村が、国保の財政状況や、被保険者の生活実態等を考慮しながら、規定を遵守し適正に運用するよう、市町村に助言しているところです。</p>

要望に対する回答

課名 高齢福祉保険課

要望事項	<p>1. 国民健康保険について</p> <p>⑤ 国民健康保険、後期高齢者医療保険に対し交通事故の第三者行為での請求があった場合の求償について『損害保険料率算出機構』と連携し現状を把握し、求償漏れがないような対応策を構築してください。</p>
回答	<p>1 第三者行為求償事務においては、まずは、その契機となる被害者からの届出（以下「傷病届」という。）が確実に提出されることが重要であり、各保険者において、「各種支給申請書への第三者行為の有無の記載欄の設定」、「レセプト等の点検」、「報道状況の活用」等による取組みのほか、関係機関と連携することで、傷病届が早期に確実に提出されるよう取り組んでいるところです。</p> <p>2 特に交通事故に関しては、保険者から委任を受けた国民健康保険団体連合会が、損害保険関連団体と傷病届等の提出に関して覚書を締結しており、傷病届の早期確実な提出に努めております。</p> <p>3 市町村において交通事故の第三者行為求償事務が遺漏なく行われるための県としての支援の方法については、ご提案の内容も踏まえて今後とも検討して参ります。</p>

要望に対する回答

課名 高齢福祉保険課

<p>要望事項</p>	<p>2. 介護保険について ① 介護保険料負担軽減、介護サービス利用料負担軽減、食費・居住費等の負担軽減など介護保険制度の抜本的な改善を国に対して求めてください。</p>
<p>回答</p>	<p>1 65歳以上の介護保険料（第1号保険料）については、所得水準に応じてきめ細やかな保険料設定を行うため、国の標準で9段階による保険料設定が実施されており、市町村によってはさらに段階を分けて保険料を設定しています。 このほか、平成27年4月及び令和元年10月には、市町村民税世帯非課税である低所得者に対する保険料軽減の強化が実施されています。</p> <p>2 また、低所得者の方が介護保険を利用した際の利用料については、世帯での合算額が月単位の負担限度額を超えたときに超えた分が払い戻される高額介護サービス費や、施設・短期入所サービスの居住費・滞在費と食費にも負担限度額が設定されており、この限度額を超えた分が現物給付される特定入所者介護サービス費などがあるほか、社会福祉法人等による利用者負担額の軽減措置が講じられているところです。</p> <p>3 県としては、これまでも、北海道・東北7県保健福祉主管部長会議などを通じて、介護保険制度を長期にわたって維持、運営していくための適切な財政措置等を講ずるよう国に要望してきたところであり、要介護等の高齢者等がより円滑に制度を利用できるよう、引き続き要望して参りたいと考えています。</p> <p>(参考) 令和元年10月以降の市町村民税世帯非課税の者（低所得者）に対する保険料軽減の強化 保険料基準額に対する割合について、 第1段階（本人年金収入等80万円以下）：0.45から0.3 第2段階（本人年金収入等80万円超120万円以下）： 0.75から0.5に、 第3段階（本人年金収入等120万円超）：0.75から0.7 に引き下げ</p>

要望に対する回答

課名 高齢福祉保険課

<p>要望事項</p>	<p>2. 介護保険について ② 介護保険料の軽減・免除制度申請制度を周知し、積極的に活用できるように市町村に働きかけてください。</p>
<p>回答</p>	<p>1 介護保険料の減免については、介護保険法において、市町村が特別の理由がある者に対し行うことができるとされていますが、この「特別の理由」については、災害により住宅、家財等に著しい損害を受けたことや、世帯主の死亡等により収入が著しく減少したことなどが要件とされています。</p> <p>2 また、利用料の減免については、介護保険法において、市町村が特別の事情があることにより利用料の負担が困難であると認めた者に対し行うことができるとされていますが、この「特別の理由」についても、介護保険料の減免と同様の要件が必要とされています。</p> <p>3 県では、今後とも、保険者である市町村に対し、低所得者がより円滑に制度を利用できるよう、制度の周知について助言していきたいと考えています。</p>

要望に対する回答

課名 高齢福祉保険課

<p>要望事項</p>	<p>2. 介護保険について ③ 補足給付の見直しで2021年8月度より介護施設に入所されている第3段階②に該当する方々が大幅に負担増になり、年金月10万円だけでは支払いが困難になっています。県として各市町村と連携を取り、県として何らかの財政支援等を講じてください。</p>
<p>回答</p>	<p>1 介護保険制度上、原則として介護保険施設の利用者本人が全額を負担することとされている食費及び居住費については、低所得の方に対し一定の限度額を超える額を介護保険から支払う、いわゆる補足給付が行われています。</p> <p>2 低所得で生計の維持が困難な介護保険利用者に対しては、社会福祉法人が、その社会的役割の一環として、介護サービス利用者負担分と食費・居住費等の軽減を行う利用者負担軽減制度事業を実施し、その費用の一部について県内全ての市町村が補助しています。</p> <p>これにより、市町村が法人に対して補助を行った場合には、その市町村に対して、国及び県が補助を行っています。</p> <p>※ 負担割合：国1/2 県1/4 市町村1/4</p> <p>3 県としては、低所得の方々が介護保険施設を利用しやすいよう、引き続き、補足給付も含むこれらの負担軽減策について、周知に努めていきたいと考えています。</p>

要望に対する回答

課名 健康福祉政策課

要望事項	<p>3. 生活保護について</p> <p>① 生活保護制度について要件や手続きの広報・啓発を県として強化してください。また市町村にも協力を仰ぎ、積極的に広報活動を展開してください。</p>
回答	<p>1 県において作成した「生活保護のしおり」を、各地域県民局を通じて町村の受付等に備え付けるよう依頼しており、市福祉事務所に対しても、同様のしおりを作成し、制度の周知や説明に活用するよう事務監査において指導や助言を行っています。</p> <p>2 今後も市町村や各地域県民局において、生活保護制度の要件や手続きに関する周知や説明が、相談者等の必要な方に対して適切に行われるよう、事務監査等において必要な指導や助言を行っていきます。</p>

要望に対する回答

課名 健康福祉政策課

要望事項	<p>3. 生活保護について</p> <p>② 生活保護の利用者への電気代、灯油代等の助成を行ってください。</p>
回答	<p>1 保護費については、国が定めた基準に基づいて適正に支給される必要があります。</p> <p>なお、令和5年4月12日付け社援保発0412第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金等の生活保護制度上の取扱いについて」にて、生活保護受給者が支給対象となり得る「ひとり親世帯子育て給付金」、「ひとり親世帯以外子育て給付金」、「非課税世帯給付金等（電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の「低所得世帯支援枠」として「住民税非課税世帯1世帯あたり3万円を基礎として算定する給付金等」をいう。）」等の給付金（以下「給付金」という。）については収入として認定しないこととする等の取扱いが示されました。</p> <p>2 県においてはこの取扱いを地域県民局に通知するなどして生活保護受給者が給付金を最低生活の維持に活用できるよう対応しているところです（市福祉事務所に関しても、国から直接通知されており、同様の対応となっています。）。</p>

要望に対する回答

課名 こどもみらい課

<p>要望事項</p>	<p>4. 子育て支援について ① 県内の全ての市町村で高校卒業まで医療費無料化が実現できるよう、青森県が各市町村への財政支援をはじめ必要な措置を講じてください。</p>
<p>回答</p>	<p>1 子ども医療費の助成事業は、子育て家庭の経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを進めるためのものであり、限られた財源の中で将来にわたって持続可能な制度として維持していくことが重要であると考えています。</p> <p>2 このため、県では、自治体によって子どもの医療費の助成に差が生じることのないよう、全国一律の安定した制度として国が行うべきと考えており、これまでも、全国知事会をはじめとする様々な機会を通じ、国に働きかけているところです。</p> <p>3 本年4月には複数省庁にまたがる子ども関連の施策を一元化するこども家庭庁が設置され、また、国においては、6月に次元の異なる少子化対策実現のための「こども未来戦略方針」を閣議決定したところです。</p> <p>4 これらを踏まえ、県としては、子ども医療費助成を含めた子育て世帯の支援の推進について、改めて検討していきます。</p>

要望に対する回答

課名 こどもみらい課

<p>要望事項</p>	<p>4. 子育て支援について ② <u>2歳以下の保育料の無償化、小学校・中学校給食費の無償化</u>を実現するため、県として市町村への財政支援をはじめ必要な措置を講じてください。 ※下線部について回答</p>
<p>回答</p>	<p>1 国においては、生涯にわたる人格形成や義務教育の基礎を培う幼児教育の重要性を踏まえ、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、令和元年10月から、全ての3歳以上児と0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもを対象に、「幼児教育・保育の無償化」として保育所等の利用料を無償化したところです。</p> <p>2 県としては、安心して子どもを産み育てる環境づくりのためには、子育て世帯の経済的負担を軽減し、切れ目なく支援することが重要であると考えています。</p> <p>3 このため、国の責任において必要な財源を確保した上で、無償化の対象外となっている0歳から2歳までの課税世帯の子どもを含む「幼児教育・保育の完全無償化」を早期に実現するよう、全国知事会等を通じて国に強く要望してきたところであり、また、先日、国に重点施策提案として要望したところです。</p> <p>4 なお、2歳以下の保育料の無償化に係る県から市町村への財政支援をはじめとした必要な措置については、知事公約の「医療費・保育料・おむつ代・給食費等について、市町村と連携し、段階的な無償化を推進」することについて、今後、市町村とも連携しながら、検討して参ります。</p>

要望に対する回答

課名 スポーツ健康課

<p>要望事項</p>	<p>4. 子育て支援について ② 2歳以下の保育料の無償化、<u>小学校・中学校給食費の無償化</u>を実現するため、県として市町村への財政支援をはじめ必要な措置を講じてください。 ※下線部について回答</p>
<p>回答</p>	<p>1 公立小・中学校の学校給食については、学校給食法に基づき、学校の設置者である市町村により実施されております。 同法において、その経費負担は、学校給食の実施に必要な施設設備に要する経費及び学校給食に従事する職員に要する給与などは、市町村の負担とすること、また、その他の材料費などは、原則として、学校給食を受ける児童生徒の保護者が負担することとされております。</p> <p>2 市町村によっては、地域の実情や保護者の経済的現状を勘案し、学校給食費の軽減措置がとられており、また、生活困窮世帯の児童生徒に係る学校給食費については、学校教育法で定める就学援助制度等により、国及び学校の設置者である市町村が補助しているところです。</p> <p>3 県教育委員会としましては、国において、学校給食の無償化について具体的方策を検討するとしていることから、今後の国の動向を注視しつつ、関係部局と連携しながら、子育て世帯への支援の推進について検討して参ります。</p>

要望に対する回答

課名 スポーツ健康課

<p>要望事項</p>	<p>4. 子育て支援について ③ 安心安全な県産品及び農産物を活用した給食を提供するため、必要な措置を市町村とともに講じてください。</p>
<p>回答</p>	<p>1 学校給食に県産食材を取り入れることは、児童生徒に対し、地域の産業や文化等への理解と関心を深めるなどの教育的効果が期待できることから、県教育委員会では、学校給食への県産食材の活用を推進するとともに、学校給食を活用した食育の充実を図っております。</p> <p>2 具体的には、県学校給食会等と連携して「学校給食レシピコンテスト」を開催し、県産食材を活用したレシピのアイデアを県内の小学校、中学校及び特別支援学校の児童生徒を対象に募集しているほか、県学校栄養士協議会と連携して「ふるさと産品給食の日」を年2回設けて、県産品の利用促進を図るなど、取組を積極的に進めております。</p> <p>また、県学校給食会においては、県産品が安全で低廉な価格で学校給食に提供でき、学校給食に「生きた教材」として活用されるよう、県農林水産部等と連携して、県産品の商品開発などに積極的に取り組んでおります。</p> <p>3 これらの取組の結果、学校給食における県産食材利用状況については、平成18年度は重量ベースで62.1%、金額ベースで47.5%でしたが、令和3年度は重量ベースで65.8%、金額ベースで53.8%となっております、上昇しております。</p> <p>4 県教育委員会としましては、今後も市町村教育委員会や関係機関と連携し、学校給食への県産食材の活用推進及び学校給食を活用した食育の充実に努めて参ります。</p>

要望に対する回答

課名 高齢福祉保険課

<p>要望事項</p>	<p>5. 高齢者支援について ① 75歳以上の医療費窓口負担2割化の中止を国に求めてください。</p>
<p>回答</p>	<p>1 75歳以上の方等で、医療費の窓口負担が1割から2割に引き上げられたのは、当該窓口負担の割合が3割となっている現役並み所得者を除き、課税所得が28万円以上、かつ、年金収入とその他の合計所得金額が単身世帯の場合にあっては200万円以上、複数世帯の場合にあっては合計320万円以上の方です。</p> <p>2 当該窓口負担の割合が2割となる方は、全国の後期高齢者医療制度の被保険者全体のうち約20.5%で、本県では、全被保険者の約12.7%です。</p> <p>3 この窓口負担の見直しで、これまでより負担額が増加する方が受診控えをしないように、当該窓口負担が2割となる方については、令和7年9月末まで、入院の医療費を除いて、この窓口負担の見直しに伴う負担増加額を1か月につき最大3,000円までに抑える措置が講じられています。</p> <p>4 県では、医療保険制度における給付と負担の見直しについて検討を行う場合は、制度設計者である国の責任において、必要な医療への受診抑制につながることはないよう、特に低所得者に十分配慮した制度の在り方を検討することについて、全国知事会を通じて国に要望しています。</p>

要望に対する回答

課名 高齢福祉保険課

要望事項	<p>5. 高齢者支援について</p> <p>② 物価高の中、高齢者の生活は大変厳しくなっています。高齢者の生活を守るため、県としての支援策を講じてください。また国に対しても財政支援の要望を上げてください。</p>
回答	<p>1 コロナ禍や物価高騰の中、生活に影響を受ける方は高齢者に限定されるものではないことから、高齢者に限定した県独自の給付金制度の創設や国に対する財政支援の要望は難しいと考えます。</p> <p>2 なお、国では、エネルギーや食料品等の物価高騰の影響を受けた生活者等に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細かく実施できるよう、電力・ガス・食料品等物価高騰重点支援地方交付金を交付しており、この交付金を活用し、低所得者等に給付金を給付している市町村もあります。</p> <p>3 また、県や市では、生活困窮者の相談支援窓口を設置し、生活困窮者からの相談を受け付け、適切な支援機関の紹介や求職活動を中心とする自立に向けた支援を行っているところです。</p>

要望に対する回答

課名 健康福祉政策課 高齢福祉保険課

要望事項	6. 無料低額診療及び無料低額老健施設利用並びに無料低額介護医療院利用事業について
回答	<p>1 当該事業は、社会福祉法に規定する第二種社会福祉事業で、希望する施設が自ら減免等の条件を定めて実施するものであり、国では、社会福祉法人等の実施主体に税制上の優遇措置を講じています。</p> <p>2 県では、県ホームページで広く周知するとともに、生活困窮者自立支援事業の相談窓口においても必要に応じて相談者に紹介するなどの取組を行っているところです。今後も、各種機会を活用して周知に努めていきます。</p> <p>3 また、当該事業の枠組みは国が定めており、対象外となっている保険調剤薬局を市町村の判断で対象とすることはできないものです。</p> <p>4 なお、県の財政支援について触れられておりますが、この事業は国や自治体の予算を伴う仕組みとはなっており、また、当該事業とは別に、県が新たに予算を伴う事業を行うことは考えておりません。</p>

要望に対する回答

課名 高齢福祉保険課

<p>要望事項</p>	<p>7. その他の重要項目について ① マイナンバーカードは法律的に任意であり、強制ではありません。マイナンバーカードに健康保険証をひもづけし、紙の保険証を廃止することは、保険証の発行義務を申請主義に大転換し、すべての国民の受療権を保障する国の責任の放棄ですそのものです。従来通り、現行の保険証を交付することを国に要望してください。</p>
<p>回答</p>	<p>1 健康保険証とマイナンバーカードとの一体化については、国の責任において、健康保険証とマイナンバーカードとの一体化によって得られるメリットについて、よく説明すべきであると考えています。</p> <p>2 その上で、マイナンバーカードに限らず、あらゆることにデジタルトランスフォーメーションを進めていくことは、県民の利便性向上と行政の効率的な実施には重要なことであると考えています。</p> <p>3 なお、保険証の廃止に伴い、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある者に対して、保険者が必要と認めるときは、本人からの申請によらず資格確認書を交付できる経過措置が設けられると承知しています。</p>

要望に対する回答

課名 高齢福祉保険課

<p>要望事項</p>	<p>7. その他の重要項目について ② 国民健康保険税(料)や固定資産税の滞納者に対して、一部において強権的な徴収する自治体もあり、人権に配慮した対応を行うよう市町村に働きかけてください。</p>
<p>回答</p>	<p>1 地方税法第726条及び同第728条には、市町村の徴税吏員は、原則として、 ・納税者又は特別徴収義務者が納期限までに国保税を完納しない場合、納期限後20日以内に督促状を発しなければならないこと。 ・督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに、保険税を完納しない場合、滞納者の財産を差し押さえなければならないこと。 が定められており、国保料についても当該規定が準用されます。 ただし、財産の差押えは、滞納者の生活に大きな影響を及ぼすことから、具体的な手続きは国保徴収法の規定に従い進めることとされており、財産調査等による滞納処分の執行停止や、滞納者の申請により、差し押さえた財産を直ちに換金することを猶予する等の対応も可能となっています。</p> <p>2 県としても、国保の安定的な財政運営を確保し、国保制度への信頼を維持するためには、保険税(料)の徴収は重要ではあるものの、実際の徴収に当たっては、各世帯の実情に合わせて適切な対応を行うことが重要と考えています。</p> <p>3 このため、市町村に対しては、保険料の徴収業務を進めるに当たり、納付相談を丁寧に行い、分割納付などの納付手段の選択肢を示すなど、被保険者の状況に応じて対応するよう助言してきたところです。</p> <p>4 また、徴収業務の遂行に当たっては、できるだけ早い時期から、納付相談を丁寧に行うなどのきめ細かい対応を行い、被保険者の状況に応じた対応をするよう、助言しているところです。</p>

要望に対する回答

課名 障害福祉課

要望事項	<p>7. その他の重要項目について</p> <p>③ すべての年代に対して健康診断に聴力検査を義務付け、難聴初期と診断されたときから補聴器の購入費用の助成を県として行ってください。</p>
回答	<p>1 補聴器購入に対する公的補助制度においては、障害者総合支援法に基づき、医師の診断により補聴器が必要とされる重度の聴覚障害者を対象に、購入費用のうち原則1割の自己負担を除いた金額を、公費で負担しているところ。</p> <p>2 軽度・中等度の方に対する支援については、他の障害がある方などとの公平性等の観点から、県では、現時点で実施することは考えておりません。</p>

要望に対する回答

課名 高齢福祉保険課

要望事項	<p>7. その他の重要項目について</p> <p>④ こども・障害者・ひとり親家庭など、各種医療費助成制度の実施に伴う国庫負担金の減額措置の廃止を国に働き掛けてください。</p>
回答	<p>県では、すべての子ども、重度心身障害者（児）、ひとり親家庭等に対して、現物給付による医療費助成を行った場合の国民健康保険の国庫負担減額調整措置を廃止することについて、全国知事会を通じて国に要望しています。</p>

要望に対する回答

課名 健康福祉政策課

<p>要望事項</p>	<p>7. その他の重要項目について ⑤ 現在、多くの県民が物価高騰に苦しんでいます。とりわけ、非課税世帯水準の方々や小規模事業者の経営継続はより一層困難になっています。一刻も早く、財政的支援を行ってください。</p>
<p>回答</p>	<p>1 県としては、ウクライナ情勢に端を発した国際情勢の変化に伴うエネルギーや原材料等の価格高騰により、県民及び事業者の各種負担が増加する状況が続いていると認識しています。</p> <p>2 こうした状況を踏まえ、厳しい生活や経営を余儀なくされている県民及び事業者に対する緊急的な物価高騰対策の効果的な実施はもとより、将来にわたり県民の方々が安心して暮らし続け、事業者の方々の成長につながる取組を支援する施策の展開を図るため、本年7月11日に「青森県物価高騰緊急対策本部」を設置しました。</p> <p>3 現在、関係団体等へのヒアリングを実施するなど、県の物価高騰対策を取りまとめているところです。</p>



県社保協 津川さま

参考まで(山本)

1. 論文：今後の中小病院のあり方を改めて考える

(二木教授の医療時評) (20) 『文化連情報』2023年5月号(64号):2427頁

はじめに—中小病院は再編・統合を強いられるか？

「医療という成長産業の中において、特に中小病院においては再編・統合を強いられるだろうというような将来の厳しい経営環境を予測する悲観論もあります。これからの病院経営の在り方についてどう見ておられますか？」(1)これは、私が1月下旬に、『国際医薬品情報』のインタビューで実際に受けた質問です。これに限らず、今後、急性期病院の再編・統合と病床数の削減は急速に進む、あるいはそれを推進すべきであり、それに伴い民間中小病院の経営・存続はますます厳しくなるとの言説は少なくありません。

本稿では、この問いを出発点にして、今後の中小病院のあり方について考えます。タイトルに「改めて」をつけたのは、本稿が『病院』本年1月号に掲載した「複眼で読む医療・社会保障の未来と病院経営」の続編・補遺とも言えるからです(2)。併読していただければ幸いです。

「高度急性期」と「一般急性期」は別

まず私が強調したいことは、「急性期」を一括して論じることはできず、「高度急性期」とそれ以外の「急性期」(以下、「一般急性期」)に分けて検討する必要があることです。このことは「地域医療構想」の大前提でもあります。

しかし、「急性期病院の再編・統合は必至」的言説の大半は両者を区別していないため、「一般急性期」を担っている民間中小病院関係者に無用の不安・混乱を生んでいます。たいへん残念なことに、厚生労働省も最近、高度急性期と一般急性期を一括した「(高度)急性期」という表現を用いています(第93回社会保障審議会医療部会資料1-1「かかりつけ医療機能について」9頁、2022年11月28日、他)。

しかし私は、今後、再編・統合が生じるのは、高度急性期病院及び人口減少が激しい地方の公立病院(と一部民間病院)に限られると判断しています。

私も高度急性期については、医師と高額機器の集約化を行い医療機能を高めるために、病院の再編・統合と病床削減は不可欠だと思います。

ただし、それにより医療費はむしろ増加する可能性が大きいことも見落とすべきではありません。その好例が山形県酒井市の県立・市立病院の統合(日本海ヘルスケアネット)であり、統合により病床数は168床(18.1%)減少した半面、医療機能の高度化により、入院単価・外来単価とも大幅に増加(共に1.7倍化)し、その結果経常収益も100億円から201億円に倍増しました(第19回地域医療構想に関するワーキンググループ資料1-4、2019年2月22日)。この事例は、病院統合の目的が医師・医療従事者等の集約による医療の質の向上であり、医療費削減ではないことをよく示しています(3)。

「一般急性期」は分散している方が合理的

それに対して、私は「一般急性期」及び「回復期」を担う民間中小病院(概ね200床未満)は広く分散している方が、今後急増する(虚弱)高齢患者の入院医療ニーズ(誤嚥性)肺炎、骨折、尿路感染症、心不全の急性増悪等—に 대응の上でも、医療費の過度の上昇を予防する上

でも合理的であると判断しています。冒頭に紹介した専門誌のインタビュー記事のタイトルも「民間中小病院は集約されるよりも分散している方が合理的である」としました(1)。

ただし、今後、人口・患者が急減する地域では、病院のダウンサイジングや有床診療所化が必要になるとも思っています。

一般急性期病床と地域包括ケア病床との統合の条件

私は「一般急性期病床」(特に主に「軽症急性期」を扱っている病床)と「地域包括ケア病棟」の機能が類似していることを考えると、今後、両者を制度的に統合することは検討に値すると思っています。これは、全日本病院協会・四病協が2001年に提唱した「地域一般病棟」(高齢者の軽・中等度の急性期医療や慢性疾患の急性増悪に対応可能な一般病棟)に近いとも言えます(4,5)。それに対して、「重症急性期」を扱っている「一般急性期」は「高度急性期」と扱うのが合理的だと思います。

ただし、その大前提は、地域包括ケア病棟の看護体制を現行の13対1から10対1以上にするということです。太田圭洋氏(日本医療法人協会副会長)も、13対1の看護基準では「高齢者救急に対応することは難しい。(中略)最低限、10対1の看護配置が必要」と主張しています(6)。

現実にも、地域包括ケア病棟で、ある程度の「一般急性期」医療を行っている病院は10対1が多いようです(7,8)。鈴木学氏(名古屋市長笠寺病院事務長)の調査では、愛知県では、昨年12月1日時点で、地域包括ケア病棟のうち76%が10対1加算を届け出ているそうです(105病棟中80病棟、東海北陸局ホームページから計算)。

統合を検討する際には、武久洋三氏(日本慢性期医療協会会長・当時)が提唱しているように、高度急性期病院・一般急性期病院への介護職員の配置(「看護補助者」のカテゴリ化・名称変更と適切な処遇)も併せて検討すべきだと思います(9)。

地域連携の強化は不可欠

しかしこのことは、病院が今後も孤立して存続できることを意味しません。逆に今後、民間中小病院が生き残るためには、他の医療施設(病院・診療所)や介護・福祉施設、行政機関等との地域連携・ネットワークの形成・強化が不可欠です。

実はこの点について私は「筋金入り」(?)です。2000年の介護保険制度開始直後に、今後全国的に「医療施設の『複合体』化が急速に進むことは確実」と述べると共に、土地の物理的制約や地価の高さのために大規模複合体化が困難な大都市部では、「『ミニ複合体』(在宅・通所ケア施設を併設した医療施設)と単独施設のネットワークが主流になると予想」しました(10)。最近も、「民間中小病院が、地域包括ケアに積極的に参加し、地域に根ざした保健・医療・介護サービスを展開すれば、大半が生き延びられる」と展望しています(2:24頁)。

医療の枠内での地域連携・ネットワーク形成の方法としては、地域医療連携推進法人、それよりも緩やかな病院・診療所の連携・「アライアンス」、大規模病院・「複合体」のM&A(合併・買収)による「囲い込み」等があります。ここで重要なことは、松田晋哉氏(産業医科大学教授)が強調しているように、「どのような形で進むのかは、それぞれの地域の状況による」とどだと思います(11)。

地域医療連携推進法人の「活用」

ここで注意を喚起したいことは、政府・厚生労働省が昨年、地域医療連携推進法人の「活用」に方針転換したことです。

地域医療連携推進法人が2017年度に発足した当初、厚生労働省はそれに「中立」で、担当者も「選択肢の1つ」と説明していました。翌年の2018年度診療報酬改定でも、地域医療連携推進法人を後押しする加算等は導入されませんでした。そのため、私は当時、「地域医療連携推進法人は一部の地域を除いてほとんど普及しないと予測」しました(12)。2018～2020年の「骨太方針」にも、地域医療連携推進法人の記載はありませんでした。

しかしその後、「骨太方針2021」(31頁)と「骨太方針2022」(19頁)に地域医療連携推進法人の「活用」がチラリと書き込まれました。これらを受けて、昨年10月27日の「第9回地域医療構想及び医師確保計画に関するワーキンググループ」では、事務局が「地域医療連携推進法人制度の見直しについて」提起しました(資料9)。

同年12月16日の「全世代型社会保障構築会議報告書」は、さらに踏み込んで以下のように書きました：「医療機関が担うかかりつけ医機能の内容の強化・向上を図ることが重要と考えられる。また、これらの機能について、複数の医療機関が緊密に連携して実施することや、その際、地域医療連携推進法人の活用も考えられる」(19頁)。そして、医療法一部改正案(2月10日閣議決定)では、地域医療連携推進法人に個人病院・診療所も参加できることになりました(ただし、それらへの資金の貸し付けは禁止)。

地域医療連携推進法人は徐々に増加し、本年1月1日現在33法人が認可されています。今後それは、特に人口減少が進んでいる地域では、地域連携・ネットワーク形成の重要な選択肢になると思います。ただし、それが医療費増加を招く傾向があることを踏まえると、厚生労働省がそれを診療報酬改定等で積極的に後押しするか否かは不明です。

診療所の地域連携の方法

最後に、本題とは少し離れますが、診療所の地域連携の方法について述べます。私は、診療所については、日本では欧米で主流となっている「グループ診療」の普及は当面は困難であり、それに代わる地域連携・ネットワーク化の方策を模索する必要があると判断しています。

この点について、松田晋哉氏は、「都市部の開業医が、それぞれの専門性を持ったソロプラクティスの医師として存在しながらもICTを用いて連携し、仮想的なグループ診療を形成し、面としてのプライマリケア体制を保証することが必要だ」と考えており、卓見と言えます(本年1月16日私信。引用許可済み)。松田氏の上掲書では、そのモデルとして、コロナを機に、品川区医師会や北九州医師会が「現場力」を発揮して、バーチャルなグループ診療を始めたことを評価・紹介しています(11:115,165-179頁)。「品川モデル」の詳細は『日本医事新報』が詳しく紹介しています(13)。

文献

- (1)二木 立「(インタビュー) 民間中小病院は集約されるより分散化している方が合理的である—今後の医療政策と病院経営の展望」『国際医薬品情報』2023年2月27日号：26-31頁(聞き手：岩垂廣)。
- (2)二木 立「複眼で眺む医療・社会保障の未来と病院経営—悲観論を超えて」『病院』2023年1月号(82巻1号)：24-27頁(「二木立の医療経済・政策学関連ニューズレター」223号(2023年2月)に転載)。

- (3) 二木 立『コロナ危機後の医療・社会保障』勁草書房, 2020, 93-94 頁 (『地域医療構想における病床削減目標報道の 4 年間の激変の原因を考える【補注】』)。
- (4) 徳田積久『地域一般病棟』の診療報酬上の位置づけを目指す『日経ヘルスケア 21』2002 年 12 月号 : 52-54 頁。
- (5) 二木 立『医療改革と病院』勁草書房, 2004, 167-169 頁 (『四病協の『地域一般病棟』の積極的意義』)。
- (6) 太田圭洋「[講演録] 今一度、地域医療構想を考えるー過度の集約化による副作用を懸念」『社会保険旬報』2022 年 11 月 21 日号 (2874 号) : 6-11 頁。
- (7) 鈴木学「大都市中小病院のサバイバル戦略 地域医療連携を中心に」『月刊／保険診療』2020 年 8 月号 : 37-41 頁。
- (8) 鈴木学「地域包括ケア病棟のみの病院でどこまで高齢者救急に対応可能か」『病院』2023 年 6 月号 (印刷中)。
- (9) 武久洋三「要介護者の増加を抑えるため『急性期病院の介護力強化』が必要かつ喫緊の課題」日本慢性期医療協会定例記者会見、2023 年 4 月 14 日 (ウェブ上に公開)。
- (10) 二木 立『介護保険と医療保険改革』勁草書房, 2000, 42-43 頁 (『介護保険下の『複合体』の多様化と『ネットワーク』形成』)。
- (11) 松田晋哉『ネットワーク化が医療危機を救う 検証・新型コロナウイルス感染症対応の国際比較』勁草書房, 2022, 141 頁。
- (12) 二木 立『地域包括ケアと医療・ソーシャルワーク』勁草書房, 2019, 21 頁。
- (13) 「全国から注目、新型コロナ自宅療養者にオンライン診療提供、『品川モデル』」『日本医事新報』5082 号 : 14-15 頁, 2021 年 9 月 18 日。

[本論文は、『日本医事新報』2023 年 4 月 1 日号掲載の「今後中小病院は再編・統合を強えられるか?」(原題を読む・真相を解く) (31)) に加筆したものです。]

青森会場

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等 防止対策推進 シンポジウム

過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって
多くの方の尊い命が失われ、また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。
本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にもご登壇をいただき、
過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

日時 2023年11月8日(水)
18:00~20:00 (受付17:30~)

会場 ハートピアローフ 大会議室
(青森市本町三丁目3番11号)

参加無料
《事前申込》

▼ 特設ホームページはこちら▼

過労死等防止対策推進シンポジウム



主催：厚生労働省 後援：青森県、青森市
協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議、東奥日報社、
デーリー東北新聞社、陸奥新報社、河北新報社、読売新聞青森支局、朝日新聞青森総局、毎日新聞社青森支局、
NHK青森放送局、DAR青森放送、青森テレビ、青森朝日放送、過労死等防止対策推進シンポジウム青森実行委員会

二次元バーコードを
読み込んで下さい。

青森会場

プログラム

[主催者挨拶]

[基調講演]

「過労死等防止に役立つ職場環境改善のヒント ～過労死等に係る労災認定事案の分析研究等の成果から～」

吉川 徹氏 (独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所
過労死等防止調査研究センター 統括研究員)

[行政の取組説明] 青森労働局

[企業の取組事例]

「貨物自動車運送業における取組事例等について」

公益社団法人 青森県トラック協会 事務局長 葛西 直樹 氏

[遺族からの声]

会場のご案内

ハートピアローフ 大会議室

(青森市本町三丁目3番11号)

- ・JR「青森駅」より徒歩15分
- ・駐車台数に限りがあります。満車の場合はご容赦願います。

参加申込について

- ▶ 会場の都合上、事前申し込みをお願いします。
- ▶ 申し込みは Web または FAX でお願いします。
- ▶ 受付番号を発行いたします。当日会場受付にて受付番号をお知らせください。
- ▶ 定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
- ▶ 定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
- ▶ 連絡先の TEL か E-mail のどちらかは必ずご記入ください。
- ▶ 参加(証明)書の発行はいたしておりません。予めご了承ください。

◎Webからの申し込み

二次元バーコードを読み込んで下さい



▼ 特設ホームページはこちら

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

●以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。FAX番号 03-6264-6445

●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。 → 同意しました。

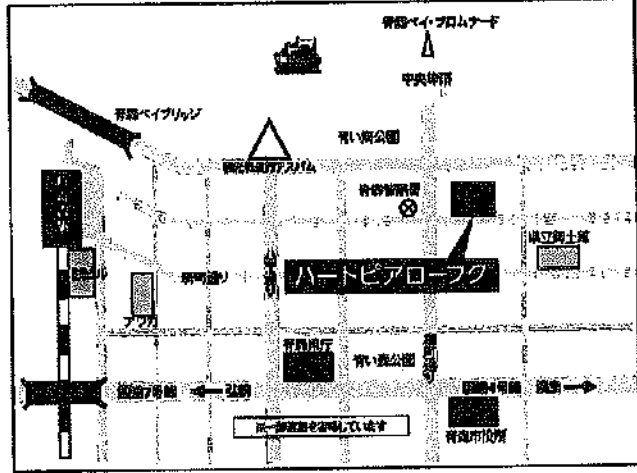
過労死等防止対策推進シンポジウム [参加申込書]

●次の該当する□に✓をお願いいたします。

- | | | | | | | |
|----------------------------------|------------------------------------|------------------------------|--------------------------------------|------------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 経営者 | <input type="checkbox"/> 会社員 | <input type="checkbox"/> 公務員 | <input type="checkbox"/> 団体職員 | <input type="checkbox"/> 教職員 | <input type="checkbox"/> 医療関係者 | <input type="checkbox"/> 弁護士 |
| <input type="checkbox"/> 社会保険労務士 | <input type="checkbox"/> パート・アルバイト | <input type="checkbox"/> 学生 | <input type="checkbox"/> 過労死等の当事者・家族 | | | |
| <input type="checkbox"/> その他 [] | | | | | | |

お名前	ふりがな	ふりがな
	ふりがな	ふりがな
連絡先	●TEL:	●FAX:
	●E-mail:	
企業・団体名		

【個人情報の取扱いについて】 ・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。 ・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。 ・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針 (<https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html>)」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。



過労死等防止対策推進シンポジウム青森会場 開催要項

1. 趣旨・目的

「過労死等防止対策推進法」(平成 26 年法律第 100 号)においては、第 3 条では、要旨「過労死等の防止のための対策は、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、これに対する国民の関心と理解を深めること等により、行わなければならない。」と規定され、第 5 条では、過労死等防止啓発月間を設け、これを 11 月とすると規定するとともに、「国及び地方公共団体は、過労死等防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。」と規定され、第 11 条では、民間の団体が行う過労死等の防止に関する活動を支援するために必要な施策を講ずることが規定されている。

また、同法に基づき作成した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(平成 27 年 7 月 24 日閣議決定)では、国が取り組む重点対策の中で、過労死等を防止することの重要性について関心と理解を深めるため、11 月の過労死等防止啓発月間において、民間団体が行うシンポジウムを支援して開催すると規定されている。

このことから、上記の法及び大綱に基づき、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、過労死等防止啓発月間である 11 月に中央 1 箇所(東京)及び都道府県 47 箇所の計 48 回、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を民間団体と連携して開催する。

2. 主 催 厚生労働省

3. 後 援 青森県・青森市

4. 協 力 過労死等防止対策推進全国センター・全国過労死を考える家族の会・過労死弁護団全国連絡会議・東奥日報社・デーリー東北新聞社・陸奥新報社・河北新報社・読売新聞青森支局・朝日新聞青森総局・毎日新聞青森支局・NHK 青森放送局・RAB 青森放送・青森テレビ・青森朝日放送・過労死等防止対策推進シンポジウム青森実行委員会(予定)

5. 開催日時 令和 5 年 11 月 8 日(火) 18:00~20:00

6. 会 場 ハートピアローフク 大会議室(青森市本町三丁目 3 番 11 号)

7. 参加者定員 100 名程度(事前申込制、参加費無料)

8. 参加対象者 一般市民
事業主、企業の人事担当者、労働組合、社会保険労務士、弁護士、過労死防止に問題意識を持つ市民、過労死遺族、行政などを対象とする。

9. プログラム (案)

18:00 [主催者挨拶・取組説明] 青森労働局長

18:15 基調講演 吉川 徹氏

独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所
過労死等防止調査研究センター・統括研究院

19:15 企業の取組事例 (各社別)

19:35 遺族からの声

19:55 閉会挨拶

20:00 閉会

【本件事務局】

厚生労働省主催「過労死等防止対策推進シンポジウム」

受託事業者

株式会社プロセスユニーク 東京支社

担当：高橋 俊昭

〒104-0061 東京都中央区銀座7-4-14 HBC GINZA ビル 12階

TEL：03-6264-6433 FAX：03-6264-6445

コロナ禍3年 聴き続けた 1万5000の声

電話相談から始まる、未来を創る運動

小久保哲郎・猪股正・

コロナ災害 なんでも電話相談会実行委員会編

コロナ禍による困窮者を対象に、支援者たちが2020年4月から2022年12月まで17回実施した電話相談会の記録。当事者の悲痛な声を集めるとともに、労働・生活・社会保障、女性の視点等からの提言や研究者による分析も加え、今後もこういった事態により苦しむ人々が生まれぬよう、未来を創る運動を提起する。



定価 2,200円(本体2,000円+税)

ISBN 978-4-7503-5641-9

内容構成

第1部 コロナ禍足掛け3年、全17回の全国一斉電話相談

- 第1章 コロナ禍の襲来と電話相談の始まり
- 第2章 収束しないコロナ禍、続く電話相談
——社会の出来事と相談概要を振り返って

第2部 浮き彫りになった課題・国の支援策とその問題点・私たちの提言

- 第3章 労働分野で浮き彫りになったこと
- 第4章 生活と住まいの保障
- 第5章 コロナ禍から見てきた女性・シングルマザーの貧困

第3部 研究者による相談内容の分析・検討

- 第6章 「滞納・借金の有無」からみた生活困窮世帯の特徴
——成人の子どもがいる世帯に着目して

第4部 未来を創る運動

- 第7章 統一フリーダイヤルを活用した全国一斉「電話」相談のノウハウ
- 第8章 活動費の検出方法と用途について
- 第9章 未来に向けた希望の運動
- 第10章 支えのない分断社会の構造を転換し、地域から社会を築き直す取り組み

編者紹介

小久保哲郎 (こくぼ・てつろう)

弁護士、生活保護問題対策全国会議事務局長。

猪股正 (いのまた・ただし)

弁護士、公正な税制を求める市民連絡会事務局長。

執筆者紹介

雨宮旭凜:作家・活動家、反貧困ネットワーク世話人/福本和可:司法書士/濱田恵美(仮名):一般社団法人シンママ大阪応援団/仲野智:全国労働組合総連合常任幹事/寺内順子:大阪社会保障推進協議会事務局長、一般社団法人シンママ大阪応援団代表理事/重永雅代(仮名):一般社団法人シンママ大阪応援団/後藤広史:立教大学コミュニティ福祉学部教授/瀬戸大作:一般社団法人反貧困ネットワーク事務局長/普門大輔:弁護士/佐々木大志郎:一般社団法人つくろい東京ファンド新規事業部長、NPO法人トイミック代表理事/田中武士:三重短期大学生活科学科講師/町田茂:反貧困ネットワークくまもろ事務局、群馬県社会保障推進協議会事務局長/奥田真帆:弁護士(立川アジール法律事務所)/竹内創:愛知県労働組合総連合事務局長/岡本政昭:北九州市社会保障推進協議会事務局長

特別価格 1,000円
1冊:1,800円[送料込]
2冊~9冊:1,500円×冊数+送料300円
10冊以上:1,500円×冊数、送料無料

この特別注文書でご注文いただくと定価2,200円(本体2,000円+税)のところ特別価格でご購入できます。ご注文はFAXまたはE-mailにてお申し込みください。ご注文いただきましたら、郵便局の代金引き換え郵便にて弊社より発送いたします(2024年3月末日締切)。このチラシによる書店からのお申込みはできません。公費でのご購入をご希望の場合は、弊社営業部までお問い合わせください。

締切:2024年3月末日

FAX 03-5818-1174
E-mail eigyo@akashi.co.jp

コロナ禍3年 聴き続けた1万5000の声

電話相談から始まる、未来を創る運動

小久保哲郎・猪股正・

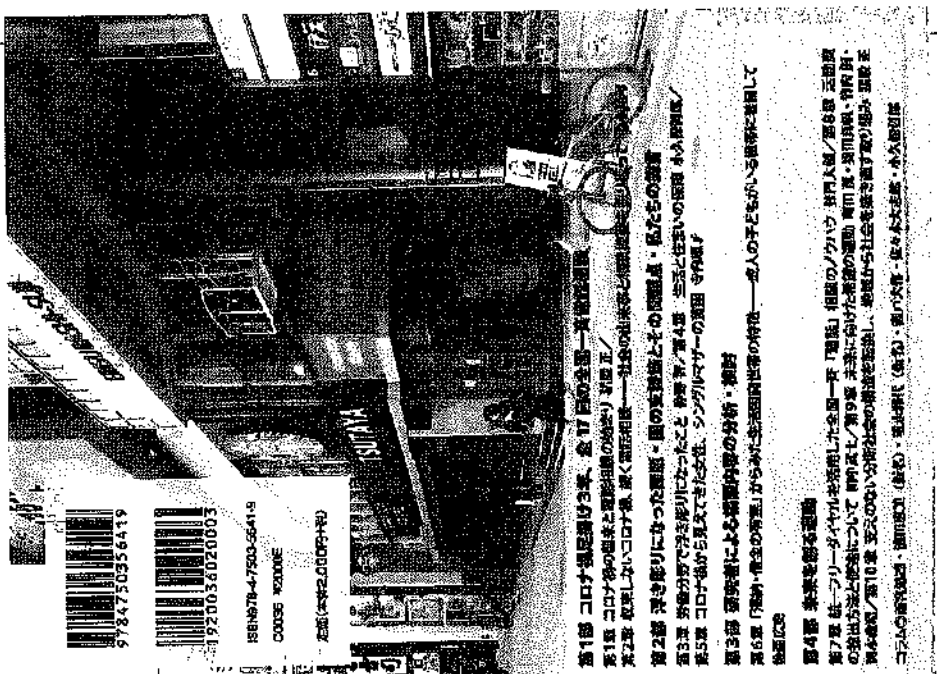
コロナ災害 なんでも電話相談会実行委員会 編

〒お名前 TEL

〒お住所

明石書店

〒101-0021
東京都千代田区外神田6-9-6
TEL.03-5818-1171
FAX.03-5818-1174
URL=https://www.akashi.co.jp/
E-mail=eigyo@akashi.co.jp
図書館送呈



コロナ禍3年 聴き続けた1万5000の声



明石書店

追い詰められた
叫びを聴け。

「非暴力論」著者、高橋正之は「コロナ禍で無数の人が苦しむ毎日、伝えるものもなくなり、15万人のつとを3人に分けて食べている。もう死ねしがないと思ってる。すでに目を覚ます準備をしよう」と。
「シングルマザーで大学まで行ってる。余額はないが子供の希望はだろそきだした」

今一冊
大抵の人はコロナ禍で、
コロナ禍で生きてく
(著者: Wataru Kamekura)
小: 026757941.4.000000000 026757941

9784750356419
1920036020003
ISBN078-4-7503-6641-9
CODON KAZUNE
定価(税込)2,000円+税

第1部 コロナ禍を超えよう、今、日本の未来に向けて
第1章 コロナ禍の現状と未来の展望
第2章 変革しないコロナ禍、変革する日本社会
第2部 生き残りへの処方箋
第3章 労働市場の分断化と今後の展望
第4章 生活と住まいの課題
第5章 コロナ禍で苦しむ子どもたち
第6章 「強者」の視点から見た日本社会の未来
第7章 読者の声
第8章 編集者の手記
第9章 謝辞
第10章 索引
読者の声

Subject: 井上英夫先生の人権「三題噺」

From: 大竹 進 <otakes@herb.ocn.ne.jp>

Date: 2023/08/31 13:30

To: '津川文彦' <tugawa@aomin.jp>, '山本 公行' <ki3yuki@mac.com>, '青森県労連 小倉' <ao110@kenrouren.jp>, '青森県医労連' <aad80580@pop17.odn.ne.jp>, '青商連' <aoshoren@helen.ocn.ne.jp>, '新日本婦人の会青森県本部 アベ' <njwa-aom@ruby.plala.or.jp>, '八戸 荒岡専務' <araoka@hachinohe-iryuu.com>, '安西英軌' <hhanzai1016@gmail.com>, '新谷 進一' <s-araya@ahk.gr.jp>, '神江美' <emi5.aoseren24@gmail.com>, '県連事務局 下館' <shimodate@aomin.jp>, '青森民医連対馬' <tushima@aomin.jp>, '青森保健組織部 福士' <soshikibu@aomori-h-coop.com>, '木村' <y-kimura@hachinohe-iryuu.com>, '県連 佐藤真人 事務局長' <sato@aomin.jp>, '西北五社保協 藤田 伴之' <f-truelove_h018s@mvp.biglobe.ne.jp>, 'T : 五所川原・奥瀬事務長' <oks0897jp@yahoo.co.jp>, '県連 秋山局長' <akiyama@aomin.jp>, '企業組合青森県中高年雇用福祉事業団' <info@aomoriken-jigyodan.jp>, '天野慶一' <k.amano7403@gmail.com>, '須藤宏' <sudouhiroshi2@me.com>, '高教組' <aokokyos@olive.ocn.ne.jp>, '県教組' <aomoritu@iaa.itkeeper.ne.jp>, '水島 康雄' <mizushima_y314@yahoo.co.jp>, '漆館杏子事務長' <k-urushidate@tsugaru-health.coop>, '組織部' >> A : 青森保健組織部' <soshikibu@aomori-h-coop.com>, '津軽保健生協組織部' <soshiki01@tsugaru-health.coop>

大竹 進 大竹整形外科@青森市です。

井上英夫先生のお話を聞く会を、急遽決めました。
せっかくの機会ですので、ご希望の方はご参加ください。

2003年に浪岡で井上英夫先生に「人権について考える」の講演をしていただいて、なみおかSSCが誕生し20年たちました。
今回は以下のお話をさせていただきます。ご希望の方は、ご参加ください。

井上英夫先生の人権「三題噺」

- ① 黴菌発見150周年記念国際会議
- ② いのちのとりで裁判
- ③ 日本高齢者人権宣言

日時：9月16日（土）13：00～

場所：青森病院敷地内の憩いの家@青森市浪岡

主催：なみおかSSC

参加無料

038-1306 青森市浪岡福田2丁目13-8

大竹整形外科 大竹 進

Phone: 0172-62-3300

Fax: 0172-69-1106

Mail: otakes@herb.ocn.ne.jp

Mobile phone: 090-3364-8067

表示切り替え：



加盟団体一覧 | リンク集 | お問い合わせ | アクセス
第50回中央社会保障学校from岡山

第50回
中央社会保障学校
from
岡山

「権利はただたかご昔の手にある」
開日数の増加をあらためて学び、働き方を変えていく

2023年
9月16日(土) 17日(日)
13:00-17:00 10:00-15:00
岡山市勤労者福祉センター
(原則、岡山県居住者のみ) ※県外居住者は原則、オンライン参加

QRコード **お申し込みはこちらから**
参加費(資料代含む) / 2日間3,000円(1日参加1,500円)
お申し込み期日 / 8月25日(金) 入金期日 / 8月31日(木)
(お申し込み時、登録されたメールアドレスに受付完了メールが自動送信されます)

【完成】中央社保学校from岡山チラシ

◎お問い合わせ (どちらのメールアドレスでも可)

sankashaho25@shahokyo.jp
sankasyaho25@shahokyo.jp

8月25日(金) 参加登録締め切り日

8月31日(木) 参加費など入金締め切り日

◎開催概要

開催日: 2023年9月16日(土)13時~17時、17日(日)10時~15時終了予定

開催地: 岡山現地会場(岡山県内参加者のみ、) オンラインZOOM

主催: 中央社会保障推進協議会・第50回中央社保学校現地実行委員会

◎参加のご案内

参加申し込み方法

第50回中央社保学校from岡山のチラシのQRコードまたは下記URLの「申し込みフォーム」よりお申し込みください。事務作業軽減のため、FAXやメールでの参加登録は原則行いませんのでご了承ください。なお、申し込みフォームから登録されたメールアドレス宛に参加情報が自動返信されます。

・ **申し込みフォームURL** <https://shahokyo.jp/shahogakkou-form/>

・個人参加の場合

申し込みフォームより、「参加人数」の項目で「個人参加」を選択していただき必要事項を記入のうえ、お申し込みください。

・複数参加の場合

申し込みフォームより、代表者の情報を入力ください。「参加人数」の項目で「複数参加」を選択していただくと、Excelファイルをドラッグ&ドロップする項目が出てきますので、別紙「第50回中央社保学校from岡山 参加申し込みシート」(Excel)を添付してください。その他、申し込みフォームにお申し込みください。

【複数参加用】第50回中央社保学校参加申し込みシート

・複数参加でお申込み場合

代表者宛てにZOOM情報・資料などをお送りするよういたします。
登録した参加者にお届けください。

1. 中央社保学校当日、全国からはオンラインでのご参加をお願いします。

・当日のZOOM情報などについて。

申し込みフォームよりお申し込みいただくと、ZOOM情報などの必要事項が登録されたメールアドレスに自動返信されます。複数参加を選択された場合は代表者の方にメールが届きますので参加者にお知らせいただきますようお願いします。

・事前の視聴テストについて

申し込みいただいた方への自動返信の中に視聴テストの情報もあります。

・自動返信メールが届かない場合

登録されたメールアドレスに間違いがないかご確認ください。迷惑メールフォルダなども探していただいてもない場合は中央社保協までお問い合わせください。

2. 資料の送付について

9月12日ごろまでに申し込みフォームで登録された住所に発送予定。

「複数参加」を選択された場合は代表者の住所へ資料を発送いたします。

※ 注意

申し込み締め切りを過ぎてお申込みした方は予定よりも資料が遅れて到着することをご了承ください。

表示切り替え：

中央社保協 中央社会保障推進協議会

[加盟団体一覧](#) | [リンク集](#) | [お問い合わせ](#) | [アクセス](#)

第50回中央社保学校 お申し込みフォーム

全て必須項目となります。

名前

所属

メールアドレス (半角英数字のみ)

電話番号 (半角数字のみ、ハイフンなし)

郵便番号 (半角数字のみ、ハイフンなし)

住所 (番地・建物名までご記入ください)

参加人数
 個人参加 複数参加

参加日 (複数選択可)
 9月16日 (土) 9月17日 (日)

2023年「介護・認知症なんでも無料電話相談」へのご協力のお願い

日頃のご奮闘に敬意を表するとともに、社会保障充実のための運動へのご協力に感謝いたします。

さて、「介護・認知症なんでも無料電話相談」への更なるご協力をお願いする次第です。

昨年(2022年11月11日)実施した「電話相談」では、30都道府県社保協で取り組み261件の相談が全国各地から寄せられ、深刻な介護の実態が明確になりました。

全都道府県社保協での相談窓口設置の検討・協議をお願いします。様々な理由により相談先を待っている多くの方の期待に応え寄り添い、その当事者の皆さんの思いや願い、要求を実現する取り組みにつなげていきます。

マスコミを通じた広報を強化していく所存ではありますが、特に各団体・組織内部での宣伝を強めていただけますよう是非ともよろしくお願いします。これまで取り組みを発展させるうえで、労働組合や各団体内でも「介護問題で悩んでいる」「どこに相談したらよいのか分からない」など様々な状況があるかと思しますので、そうした皆さんに「介護・認知症なんでも無料電話相談」があることをお伝えしていただき、気軽に電話相談をしていただければ幸いです。そのために以下の点について是非ご検討をお願いする次第です。

記

○ ご協力をお願い内容

2023年「介護・認知症なんでも無料電話相談」の広報資材を活用し、各労働組合、各団体内でお知らせ下さい。具体的には、全国・各都道府県単位など機関紙や組合ニュース、各団体での発行物に記事やチラシ(版下)を掲載してください。

添付資料 2023年「介護・認知症なんでも無料電話相談」チラシ
「2022年度介護認知症なんでも無料電話相談のまとめ」など

○ この件でのお問い合わせ先

中央社保協事務局次長 大嶋祐介

電話 03-5808-5344 Fax03-5808-5345 E-mail k25@shahokyo.jp

妊産婦医療費助成制度実施自治体一覧 (2023年6月15日現在)

(特定の疾患・診療科を対象とする妊娠中毒症医療費助成制度等)

当会では、2023年6月15日現在でWEB上に掲載されている各自治体のホームページから、妊産婦に対して疾患・医療費助成を行っている「妊産婦医療費助成制度」の実施状況をまとめたので、紹介する。

なお、1997年3月まで国制度として実施していた「妊娠中毒症等療養援護」（妊産婦に対して疾患又は受診科に準ずる制度（一般的には「妊娠中毒症等医療費助成制度」と呼称）や、妊娠祝い金、妊婦健診への助成は、下記が見え消しは、この1年間の変更部分である。

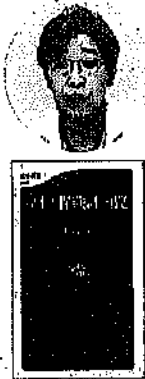
都道府県	実施主体	対象	自己負担金	所得制限	給付
北海道	せたな町	母子健康手帳公布月の初日から出産月の翌月末	医療費の1割 月額上限(通院9,000円、入院28,800円)	なし	償還
青森県	国保(全県)	国民健康保険加入者で、妊娠届出受理日から出産の翌月末の外来医療費(入院は対象外)	なし	なし	現物
岩手県	全県	妊娠5ヶ月目の月の初日から出産月の翌月末	月額上限(通院1,500円、入院5,000円)※監護者又は本人市町村民税非課税の場合は自己負担無し	監護者又は本人の所得。児童扶養手当準用(国基準に80万円上乘せ)	現物
宮城県					
秋田県	小坂町	母子手帳交付の翌月1日から出産の翌月末	なし(助成上限5万円)	なし	償還
	にかほ市	母子手帳交付日から出産の翌月末	なし(助成上限入院外3万円、多胎妊娠および入院は5万円)	なし	償還
山形県					
福島県	喜多方市	国保加入者で妊娠5ヶ月目の月の初日から出産月の末日まで	なし	なし	現物
	二本松市	国保加入者で妊娠4ヶ月目の月の初日から出産月の末日まで	なし	なし	現物
	金山町	国保加入者で妊娠4ヶ月目の月の初日から出産月の末日まで	なし	なし	現物
	昭和村	国保加入者で妊娠4ヶ月目の月の初日から出産月の末日まで	なし	なし	現物
	小野町	妊娠4ヶ月目の初日から出産月の翌月末日まで	なし	なし	償還
	塙町	妊娠5ヶ月目の翌月の初日から出産月の末日まで	なし	なし	国保 社保
	富岡町	国保加入者で妊娠4ヶ月目の月の初日から出産月の末日まで	なし	なし	現物
	鮫川村	国保加入者で妊娠5ヶ月目の翌月の初日から出産月の末日まで	なし	なし	現物
	西郷村	国保加入者で妊娠5ヶ月目の翌月の初日から出産月の末日まで	なし	なし	現物
	田村市	妊娠4ヶ月目の月の初日から出産月の末日まで	なし	なし	国保 社保
	西会津町	国保加入者で妊娠5ヶ月目の月の初日から出産月の末日まで	なし	なし	現物
	磐梯町	国保加入者で妊娠5ヶ月目の月の初日から出産月の末日まで	なし	なし	現物
			国保加入者で妊娠4ヶ月目の月の	なし	なし

マイナ保険証 まるでコント

一本化で不便になる

トラブル続出

- 本人確認で暗証番号が分からない、別人を顔認証、別人の医療情報も付くも
- 保険証として使えない…約77万人がマイナンバーとひも付かず(厚生労働省調査)
- 窓口負担が違ふ(高齢者1割が2割など)…693医療機関(全国保険医団体連合会調査)



荻原博子さん 1面のつづき

マイナ保険証をめぐると、経済シャナリスの荻原博子さんが怒りまかせ、埼玉県新城市で医師別に給付されるはずだった医療・介護関連の給付金約6万円が、別人に振り込まれていたという事例も起きました。別人のマイナンバーが誤認登録されたのは後期高齢者医療制度に加入する80代の女性。市からの通知に風知らぬ金融機関の情報が記載されていたため、ミスが発覚し、

どこが「便利」!?

- 医療情報の反映まで1カ月以上かかるケースも。「お薬手帳」の方が便利
- マイナ保険証は5年で更新必要。忘れたら「無保険」扱いの危険
- 一部医療機関の受診時にマイナ保険証と「資格情報のお知らせ」の両方を持参
- マイナンバーカード申請で、再度障害者は成年後見人を立てるよう求められる

「お薬手帳」の方が早くて便利

政府はマイナ保険証の便利さを宣伝してきましたが、「お薬手帳」の方が早くて便利。患者が同意すれば医師も簡単にマイナカードで処方箋を処方して、患者が医療機関の窓口で診療費の10割を

「これはひどい話です。家族が気が付いたら本人あてに振り込まれるはずのお金が入り、勝手に他人の口座に振り込まれ続けている。どう致し方ない事態になったかもしれません」

マイナ保険証本人確認ができないために、患者が医療機関の窓口で診療費の10割を

財界の狙いは個人情報



「保険証廃止は世界一」と報じた。8月28日の記者会見で飛び出した。マイナカードの廃止と保険証の廃止を求めた財界の10年来的動きを再考。2021年4月には、当時の経団連会長と新選組らが政府の経済財政諮問会議で「各企業の健康組合に代りて、単独の健康保険証交付をとりやめ、マイナンバーカードと完全な一本化を実現すべき」と提言したことを指摘した。

日曜版が報道メディア注目

「納期守れ」経済同友会の発言に怒り。日曜版が報道メディア注目を集めた。6月28日の記者会見で、経済同友会が「納期守れ」を掲げた。6月28日の記者会見で、経済同友会が「納期守れ」を掲げた。6月28日の記者会見で、経済同友会が「納期守れ」を掲げた。

すでに事業に3兆円超投入

マイナンバー制度の関連費用(システム整備やカード交付経費など)は1兆8000億円(2013〜2022年度)にのぼるとが明らかになりました。日本共産党の伊藤国策委員長が、マイナンバーが回費したものの、すでに政府はマイポイント事業(1人最大1万円分)に3兆円超を計上。これだけで合わせて3兆円を超えます。

マイナンバーに何でもひも付け G7で日本だけ

「日本はデジタル後進国」「主要先進国に大きく後れを取っている」といって、トランプ大統領のマイナンバーカードを国民に押し付ける岸田政権。しかし、同一の個人識別番号を複数の行政機関で利用（共通番号）し、各行政機関が持つ個人情報を一枚のカードにひも付けようとしている国は、主要7カ国（G7）で日本だけだ。個人情報を守る気配がみられても、世界の流れに逆行しているのが岸田政権だ。

⑦7カ国の状況について加藤勝信・厚生労働相（陸）が先月7月5日、衆議院で「G7でも、デジタル特別委員会」しています。「異なる行政分野に共通する個人番号制度を有した上で、個人番号を識別できるICチップ付きの身分証明書となるカードを健康保険証として利用する国は、わが国以外はない」

各国の状況はどうか。ドイツでは、行政分野ごとに異なる番号（税務識別番号、医療保険者番号など）を用いて行政事務を行っています。1970年代には、行政分野別の個人識別番号導入を検討されました。しかし、プライバシーの保護への国民の懸念が大きくなり、成立に至りませんでした。

共通番号でカードにひも付け

日本	○	あらゆる情報をICカードにひも付け
ドイツ	×	行政分野ごとに異なる番号を使用
フランス	×	行政分野ごとに異なる番号を使用
イギリス	×	行政分野ごとに異なる番号を使用
イタリア	×	納税者番号を除き、国の共通番号はない
アメリカ	×	社会保障番号カードは紙、身分証明書に使用せず
カナダ	×	社会保障番号を利用するが、カードは廃止

イング社会社アクセスセンターがデジタル庁から受注した調査報告書（2022年5月）などから日本共通番号制度委員会の調査報告書がまとめられた。

遺憾示唆する判決下されるドイツ



「現行の健康保険証を残して」と訴える人たちが—8月29日、新潟駅前

「後れを取る」どころか世界の流れに逆行

88年には、個人を識別する外用（はんよう）的な番号の利用は選挙権行使の可能性があるとして、憲法に抵触が下され、その判決に基づいて連邦議会は、複数の行政分野間で共通する個人識別番号の導入は憲法との抵触が有力です。このため、行政分野ごとに異なる個人識別番号が2000年代に導入されました。

国民の反対で撤回も取るフランス

フランスでも、行政分野ごとに異なる番号（社会保障番号、税務番号、選挙番号など）を用いていました。

共通番号自体そもそもないイタリア

72年、社会保障番号を適用し、行政分野を横断して個人情報を集約・管理する計画が政府内で検討されました。しかし、70年代半ば、ル・モンド紙がフランス人を待たない「プロジェクト」と呼んで批判するなか、大きな社会的反対が巻き起こり、政府は同プロジェクトを撤回しました。

一度は成立も4年で廃止にイギリス

イギリスでも、基本的には行政分野ごとに異なる番号が用いられていました。国民保険番号は社会保障分野と税務分野で共通的に利用されています。複数の行政分野を所管する一つの番号（導入検討中）が利用されています。

情報流出など社会的問題にアメリカ

アメリカでは、行政分野別の社会保障番号を用いて手続きを行っています。社会保障番号（SSN）カードには社会保障番号が記載されています。発行形態は紙です。基本的には氏名、番号のみが記載されています。

個人情報保護のため撤回・廃止相次ぐ

21年に社会保障番号を対象に含む連邦データプライバシー法案が提出。個人情報保護に向けられた動きが進んでいます。カナダでは、社会保障番号（SIN）が個人番号として利用されています。しかし、個人情報の取扱いがプライバシー侵害の懸念を招き、2014年8月31日にラスティック製のSINカードは廃止。代替としてSINが記載された書類だけが渡され、カードへのひも付けはありません。

アメリカでは、行政分野別の社会保障番号を用いて手続きを行っています。社会保障番号（SSN）カードには社会保障番号が記載されています。発行形態は紙です。基本的には氏名、番号のみが記載されています。

フランスでも、行政分野ごとに異なる番号（社会保障番号、税務番号、選挙番号など）を用いていました。

イギリスでも、基本的には行政分野ごとに異なる番号が用いられていました。国民保険番号は社会保障分野と税務分野で共通的に利用されています。複数の行政分野を所管する一つの番号（導入検討中）が利用されています。

イタリアでは、行政分野別の社会保障番号を用いて手続きを行っています。社会保障番号（SSN）カードには社会保障番号が記載されています。発行形態は紙です。基本的には氏名、番号のみが記載されています。

カナダでは、社会保障番号（SIN）が個人番号として利用されています。しかし、個人情報の取扱いがプライバシー侵害の懸念を招き、2014年8月31日にラスティック製のSINカードは廃止。代替としてSINが記載された書類だけが渡され、カードへのひも付けはありません。

ドイツでは、行政分野ごとに異なる番号（税務識別番号、医療保険者番号など）を用いて行政事務を行っています。

フランスでも、行政分野ごとに異なる番号（社会保障番号、税務番号、選挙番号など）を用いていました。

イギリスでも、基本的には行政分野ごとに異なる番号が用いられていました。国民保険番号は社会保障分野と税務分野で共通的に利用されています。複数の行政分野を所管する一つの番号（導入検討中）が利用されています。

イタリアでは、行政分野別の社会保障番号を用いて手続きを行っています。社会保障番号（SSN）カードには社会保障番号が記載されています。発行形態は紙です。基本的には氏名、番号のみが記載されています。

アメリカでは、行政分野別の社会保障番号を用いて手続きを行っています。社会保障番号（SSN）カードには社会保障番号が記載されています。発行形態は紙です。基本的には氏名、番号のみが記載されています。

カナダでは、社会保障番号（SIN）が個人番号として利用されています。しかし、個人情報の取扱いがプライバシー侵害の懸念を招き、2014年8月31日にラスティック製のSINカードは廃止。代替としてSINが記載された書類だけが渡され、カードへのひも付けはありません。

補聴器の購入助成検討

高齢者の認知症や孤立防止

加齢で耳が遠くなる人は、人と話さず孤立する恐れがある。市は高齢者の孤立防止を目的に、補聴器の購入助成を検討している。高齢者の孤立防止を目的に、補聴器の購入助成を検討している。

高齢者の孤立防止を目的に、補聴器の購入助成を検討している。高齢者の孤立防止を目的に、補聴器の購入助成を検討している。

高齢者の孤立防止を目的に、補聴器の購入助成を検討している。高齢者の孤立防止を目的に、補聴器の購入助成を検討している。

高齢者の孤立防止を目的に、補聴器の購入助成を検討している。高齢者の孤立防止を目的に、補聴器の購入助成を検討している。

高齢者の孤立防止を目的に、補聴器の購入助成を検討している。高齢者の孤立防止を目的に、補聴器の購入助成を検討している。

2023年(令和5年)9月3日(日) 18(7月19日) 日曜日



2023年 9月3日(日) 第15号

東奥日報社 2024年9月1日発行

〒980-0100 青森県青森市青森1-1-1

TEL: 017-831-1111 FAX: 017-831-1112

〒980-0100 青森県青森市青森1-1-1

TEL: 017-831-1111 FAX: 017-831-1112

バスケットボール男子 5人制

バスケットボール男子 5人制

バスケットボール男子 5人制

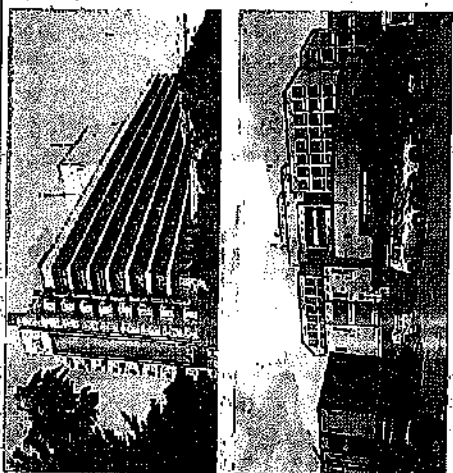
統合病院 検討内容見直し

場所、規模 課題多く

県病・青森市民

県立中央病院(青森市青森道 684床)と青森市病院(同市青森 459床)の統合新病院整備をめぐり、県と市が進めようとする基本構想・事業計画案の検討内容について、県側が全面的に見直しを促している。検討内容の見直しについて、県側が全面的に見直しを促している。

県側、基本方針は維持



統合新病院整備をめぐりしている県立中央病院(左)と青森市病院(右)。

県側は、基本方針は維持する。県側は、基本方針は維持する。県側は、基本方針は維持する。

2019年3月	県立中央病院と青森市病院の統合新病院整備を巡る経過
21年5月	県立中央病院と青森市病院の将来像を検討する外部有識者の「あり方検討協議会」初会合
21年11月	あり方検討協議会が、両病院を「共同施設」とし、統合新病院を整備することを決める
22年2月	三田市長知事と小野寺市長が「県と市の共同施設による統合新病院を整備する」として基本方針を決定
22年8月	青森市内の県有地3カ所を立地候補地として提示。23年度内に各候補地の基本構想・事業計画案を策定する方針

訪問介護220カ所

市町村の社協5年

社会福祉に寄与する。社会福祉に寄与する。社会福祉に寄与する。